第2期中期目標期間 自己点検·外部評価報告書

(暫定版)

平成25年 月 独立行政法人日本学術振興会

目 次

評価ンートの記載事項につい(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第二期中期目標期間評価 第二期中期目標期間における外部評価結果一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	
1 総合的事項 1)学術の特性に配慮した制度運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1 総合的事項 2)業務運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2 学術研究の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
3 研究者の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
4 学術に関する国際交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
5 学術の応用に関する研究の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
6 学術の社会的連携・協力の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
7 国の助成事業に関する審査・評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
8 調査・研究の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
10 前各号に附帯する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
11 平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第七 その他主務省令で定める業務運営の効率化に関する事項	
2 人事に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77

評価シートの記載事項について

評価シートは、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が、中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、第2期中期目標期間(平成20年4月~平成25年3月)に実施した事業・業務の実績について、以下の各項目を記載したものである。

評価シートは、「特記事項シート」、「全体シート」とそれに付随する「個別シート」から成る。

特記事項シートでは、中期目標に掲げられた法人の果たすべき役割について、多角的な評価を実施した。

全体シートでは、付随する各個別シートの記載内容を踏まえて、年度計画に定められた大項目ごとに、事業全般にわたる総括としての意義・必要性、得られた成果に関する評価、自己点検評価結果等を記載した。個別シートでは、年度計画に定められた項目毎に評価基準の達成度等を記載し、それらの個別シートを取りまとめる形で全体シートを作成した。

評価シートの各項目に記載した内容は、以下のとおりである。

<全体シート記載事項>

- 1. 中期計画
- 2. 意義·必要性

当該業務・事業を行う意義・必要性について記述したもの。

3. 得られた成果に関する評価

事業・業務を実施した結果として得られた具体的な成果に対して、付随する個別シートの内容を踏まえた上で、定性的な評価を記載したもの。

4. 決算額(支出額)

決算額(支出額)をセグメント毎に記載したもの。

5. 自己点検評価

第2期中期目標期間の当該事業・業務に対する自己点検評価の結果を包括的に記述するもの。後述する個別シートの記載内容を踏まえ、総合的な評価を記載したもの。なお、評価基準は以下のとおり。

S:特に優れた実績を上げた。

(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)

A:中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げた。

(中期目標の達成度が100%以上)

B:中期目標は達成されなかったが、目標達成に近い実績を上げた。 (中期目標の達成度が70%以上100%未満)

C:中期目標は達成されなかった。また、目標達成に向けた実績も不十分だった。 (中期目標の達成度が70%未満)

F:F:評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。 (客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限り Fの評定を付す。)

6. 自己点検結果の推移

上述の「5. 自己点検」で記載した自己点検評価結果の推移を記載したもの。

7. 中期計画の達成状況

上記「1. 中期計画」で記載した中期計画に対しての事業・業務の達成状況を記載したもの。

8. 外部評価

外部評価委員による評価結果を記入したもの。評価基準については、上記6と同様である。

なお、各全体シート中の外部評価については、p.●~●に一覧としてとりまとめている。

9. 自己点検結果の推移

上記の「8. 外部評価」で記載した外部評価結果の推移を記載したもの。

<個別シート記載事項>

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

第二期中期目標期間における外部評価結果一覧

	外部評価	評定
第-	- 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1
1	総合的事項 1) 学術の特性に配慮した制度運営	
		S
1	 総合的事項 2) 業務運営に関する事項	
		A

2	学術研究の助成	
		S
		J
3	研究者の養成	
		s

4	学術に関する国際交流の促進	
		S
5	- 学術の応用に関する研究の実施	
		Α
6	学術の社会的連携・協力の推進	
		А

7	国の助成事業に関する審査・評価の実施	
		s
8	調査・研究の実施	
		А
9	L 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用	l
		А
10	 前各号に附帯する業務	
		А

11	平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務	
		Α
第:	- 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	•
		А
第-		
2	人事に関する計画	
		Α

事業・業務の名称:第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項 1)学術の特性に配慮した制度運営

掲載箇所 中期計画 1頁 事業報告書 5頁

1. 中期計画

1 総合的事項

- (1) 学術研究を推進する研究者が最適な環境の中で研究に専念できるよう支援するため、研究の手法や規模、必要とする資金など研究分野ごとに異なる特性に応じた支援方法、中長期的視点からの配慮、研究者の意見を取り入れる制度運営等を勘案しつつ。事業を進める。
- り入れる制度運営等を勘案しつつ、事業を進める。 また、各事業の実施に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。そ の際、我が国の学術研究の振興を図る観点から、大学等において実施される学術研究に密接に関わる事業の特性 に配慮しつつ、事業を行う。
- (2)業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成 し、定期的に開催する。事業実施に当たっては、評議員会での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とす る。
- (3)業務運営に関し専門的見地から幅広い助言を求める学術顧問会議については、学界を代表する有識者6名以上で構成し、定期的に開催する。事業実施に当たっては、効果的に成果が上がるよう、高い識見を持つ研究者 の意見を的確に反映させる。
- (4) 学術システム研究センターに研究経験を有する第一線級の研究者を配置する。センターは、学術振興策や 学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。 また、センターの組織運営について、外部有識者の運営委員会への登用等によるガバナンスの強化を図る。

2. 意義·必要性

学術研究の発展性については無限の可能性があることから、中長期的視点を踏まえ、学術研究の特性に配慮した継続的かつ着実な支援策を講じるとともに、研究者コミュニティの信頼と協力を得ながら、その意見を取り入れる制度運営を実施することが必要である。

3. 得られた成果に関する評価

(1) 学術の特性に配慮した制度運営

研究者が最適な環境の中で研究活動に専念できる機会を提供できるよう、評議員会、学術顧問会議、学術システム研究センターの機能を活用し、研究者の意見を取り入れることによって、事業の効果が一層顕著になるように制度運営を行った。

これらの取組みは、振興会が内外の研究者コミュニティから信頼され、学術の振興を担う機関として効率的・効果的に事業を実施するための最善の仕組みとなっている。

(2) 評議員会

第2期中期計画期間中、計10回開催し、振興会の業務運営に関する重要事項について、長期的な視点から幅広く、高い識見に基づく意見を担当者レベルまで浸透できる体制とした。

(3) 学術顧問会議

第2期中期計画期間中、計18回開催し、学術顧問から出された専門的な見地からの意見を、振興会の諸事業に 反映できるようにした。

(4) 学術システム研究センター

第一線級の研究者を配置することにより学術研究の現場における声を的確に把握し、それらが振興会事業運営に反映されるよう提案・助言等を行った。このことにより、各分野の特性に十分配慮した審査・評価業務を実施することが可能となり、研究者の視点に立った制度運営の実現に向けて積極的に活動した。

4. 決算額(支出額)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
-	_	_	-	-]

(単位:千円)

5. 自己点検評価

	評定
研究者の自由な発想・研究意欲を源泉とし、新たな知的資産を創出することが期待される学術研究を支援するためには、常に研究者の視点に立った制度運営が必要である。振興会の制度運営は、評議員会、学術顧問会議、学術システム研究センターの意見を適宜事業に反映させることを可能とし、法人ガバナンスとして有効に機能しているといえる。 今後とも、大学等研究機関の現状等を的確に捉え、より一層効果的な業務運営ができるよう、不断の見直しに努めていく。 また、ガバナンスの強化に向け、業務の効率性・透明性についても引き続き検討を重ねていく。	S

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

7. 中期計画の達成状況

学術の特性に配慮した広範な事業を実施するためには、1)評議員会、2)学術顧問会議、3)学術システム 研究センターの機能を有効に活用し、研究者コミュニティの意見を取り入れ、中長期的な視点に立った制度運営 を行うことが不可欠である。

第二期中期目標期間においては、特に学術システム研究センターでは平成22年度より継続的に、ガバナンスの 強化を図っており、透明性の高い業務運営を行いながら、研究者の意見を直接かつ迅速に業務の改善に繋げられ るよう学術研究の特性に配慮した業務運営を実施することによって、中期計画を達成できた。

8. 外部評価

評定
5

9. 外部評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(1) 学術の特性に配慮した制度運営

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(2) 評議員会

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	Α	А

(3) 学術顧問会議

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	А	А

(4) 学術システム研究センター

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

事業・業務の名称:第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項 2)業務運営に関する事項

掲載箇所 中期計画 1頁 事業報告書 16頁

1. 中期計画

1 総合的事項

(5) 自己点検については、事業実施に関係する研究者等の意見を参考に、毎年度事業ごとに実施し、事業の改善・見直し等を行う。

また、外部評価として、複数の学界や産業界などを代表する有識者に評価委員を依頼することにより体制を整備 し、毎年度、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を行い、その結果をホーム ページ等国民に判りやすい形で公表するとともに、その指摘を業務運営の改善等に的確に反映させる。

(6) 研究者等に有用な制度改善や事業を適切に実施する上で必要となる情報システムの整備を促進する。

① 公募事業における電子化の推進

公募事業の応募手続き及び審査業務については、「電子申請システム」を整備し、完全電子化に取り組む。完全電子化にあたっては、府省共通研究開発管理システムとの連携を図りつつ、積極的に推進する。

なお、両システムに共通する機能については、業務効率化の観点から十分な検証を行い、重複開発を行わないように調整を図る。ただし、応募書類の簡素化が困難である場合など、電子化による費用対効果が見込めない公募 事業については、電子システムの最適化に留意しつつ、柔軟に対応する。

(i) 科学研究費助成事業

科学研究費助成事業については、応募手続き・審査業務の完全電子化に向けた取組を行う。なお、文部科学省からの研究種目の移管や制度改善に伴い見直しが必要な場合には、随時開発を実施する。

(ii) 特別研究員事業

特別研究員事業については、申請書等の電子化に向けた取組を行う。なお、推薦書等の第三者による認証が必要な調書については、なりすまし・改ざんの防止対策が不可欠であり、提出書類の信頼性を確保した上で、応募手続き・審査業務の完全電子化に向けた取組を行う。

また、海外特別研究員事業の応募書類の電子化については、海外からの応募にも対応する必要があるため、提出書類の信頼性が確保できるかを検討した上で、随時開発を行う。

(iii) 学術の国際交流事業

国際交流事業については、公募・審査業務の完全電子化に向けた取組を行う。

なお、推薦書等の第三者による認証が必要な調書については、なりすまし・改ざんの防止対策が不可欠であり、 提出書類の信頼性を確保した上で、完全電子化を行う。

② 情報共有化システムの整備

業務に必要な情報の共有化を促進するとともに、業務用データの更新作業の円滑化を図る観点から、情報共有ソフトを活用することによって情報システムの整備を行うこととする。

③ ホームページの充実

振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供する。掲載にあたっては閲覧者側からの視点を 重視し、見やすさ・わかりやすさの確保に努める。

また、ホームページ内の各記事に、閲覧者からのアンケート欄を設け、ニーズにあった記事内容を提供することができる仕組みを確立する。

④ 情報セキュリティの確保

振興会のコンピュータ環境のセキュリティを確保し情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーの遵守を徹 底するとともに、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、PDCAサイクルの構築及び定着を図 る。

(7) 助成・支援事業のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止策を強化する。

このため、政府等の方針を踏まえ、研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管 理システムを活用するとともに、審査結果を他の競争的資金の配分機関に迅速に提供する。

また、研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ、各事業毎に適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。

また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について助言、注 意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会による監査を充実することにより 不正の防止に努める。 (8)適切な業務運営を図るため、管理会計の活用、コンプライアンス及びリスクマネジメント体制の整備、わ

かりやすい情報開示等による内部統制の充実を図る。 また、法定監査のほか、監事による監査を受けることにより、給与水準のみならず、法人業務全般について厳格 なチェックを受ける。その際、国民の理解と信頼が得られるよう、監査の結果をホームページ等で公開する。

意義·必要性

法人の業務運営に関する事項として、情報システムの整備、研究費の不正使用及び不正行為の防止、内部統制 の充実については、法人業務共通の取組となっている。

情報システムの整備については、効率的な業務運営の観点からも重要であり、研究者の利便性を高めるための 科研費等の電子化を進める上で不可欠なインフラ整備である。

また、研究費の不正使用等の防止対策、内部統制の充実については、公平性・公正性が強く求められる振興会 の業務の特性を考えても、その強化を図ることが強く求められている。特に、内部統制については、法人の長が 戦略的なマネジメントを行う際に有用な手段(ツール)として、マネジメントの観点から必要性が指摘されてい る。

さらに、自己点検・外部評価については、法人が主体的に事業の見直し・改善を進める上で、重要な役割を 担っている。

3. 得られた成果に関する評価

(5) 自己点検及び外部評価の実施

自己点検・外部評価については、業務の現状や課題の把握、分析、改善方策を明らかにすることになり、迅速 に業務改善を図った。

(6)情報システムの整備

情報システムの整備については、公募事業における電子化を推進し、研究者へのサービス向上等を図るため、 募集要項・応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業においてホームページからダウンロードできるよう に便宜を図った。研究者からの申請書類を電子的に受け付ける電子申請システムについては、従来の公募事業を 継続して実施するにあたり、制度改正に伴うシステム改修だけでなく、研究者等からの要望も踏まえたシステム 改修を行うとともに、交付申請手続きや交付決定後の変更手続きへの電子化拡充を図った。また、「政府機関の 情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」 に基づき、情報セキュリティポリシーを改正するとともに、それに倣ったポリシー遵守のための「情報取扱手順 書」を作成した。

(7) 研究費の不正使用及び不正行為の防止

研究費の不正防止対策については、平成24年度に「研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対 応に関する規程」を改正し、研究費が国民の税金により賄われているとの認識に立って体制を整備しており、抑 止力としての効果が期待されるものとなっている。

(8) 内部統制の充実

監事監査・監査法人のサポートによる内部統制の充実、わかりやすい情報開示等による内部統制の充実に取り 組んだ。特に、リスクマネジメント体制の強化に取り組み、平成22年度よりリスクマネジメント委員会を計5回 開催した。また平成22年度に「独立行政法人日本学術振興会行動規範」を策定するとともに、コンプライアンス 研修を毎年度実施し、法人業務のさらなる信頼性の向上に繋がっている。

4. 決算額(支出額)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
_	_	_	_	_	(.

単位:千円)

5. 自己点検評価

	評定
第2期中期目標期間において、法人共通の業務として、情報システムの整備、研究費の不正防止対策、内部統制の充実に取り組んだ。 情報システムの整備については、科学研究費助成事業、特別研究員事業、学術の国際交流事業の電子化を進めることで、業務の効率化、研究者・研究機関の利便を考慮した改善を進めた。また、振興会内のセキュリティ対策を一層強化し情報漏洩の防止に努めた。内部統制の充実にも努めた。 自己点検・外部評価については、外部評価委員会の指摘事項を業務の改善に反映した。 今後は、大学等研究機関の現状等を的確に捉え、より一層効率的な業務運営が実施できるよう、不断の見直しに努めていくこととしたい。	Α

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	А

7. 中期計画の達成状況

情報システムの整備に関しては、中期計画に記述のある電子化の推進を着実に進めることで研究者の利便性を 高めながら、費用対効果の面で必ずしも有効でないものについて検討を行った。また、研究費の不正行為等の防 止については、ガイドライン等に基づき、その取組を強化した。内部統制の充実については、リスクマネジメン ト体制を強化したことで、中期計画を十分に達成することができた。

自己点検・外部評価については、法人運営、事業の実施状況を効果、効率化の観点から評価を行うことによっ て業務の改善が迅速かつ効果的に実施でき、中期計画を達成できた。

8. 外部評価

	評定
	Α

9. 外部評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	А

(5) 自己点検及び外部評価の実施

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	Α	Α

(6) 情報システムの整備

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	Α	А

(7) 研究費の不正使用及び不正行為の防止

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	Α	Α

(8) 内部統制の充実

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	Α	Α	А	В

事業・業務の名称:第一国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する

目標を達成するためとるべき措置

2 学術研究の助成

掲載箇所 中期計画 3頁 事業報告書 22頁

1. 中期計画

2 学術研究の助成

学術研究に対する幅広い助成を行うことにより、独創的かつ多様な基礎的研究を推進し、人類の知的資産の拡充、将来の学問及び社会の発展に寄与する。その際、公正で透明性のある審査・評価を実施するとともに、研究者の研究活動が円滑に実施できるように業務を行う。また、研究成果の適切な把握に努め、社会への還元・普及活動を行う。

学術研究の助成は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により行う。これらの事業については、助成対象となる研究者の側にとってわかりやすいものとなるよう一体的な運用が求められることから、科学研究費助成事業(以下「科研費事業」という。)として実施する。

科研費事業は、文部科学省が定める事業実施における基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく 確実に実施する。

特に、学術研究助成基金事業については、学術研究助成基金を設け、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める 基金運用方針に従って実施する。その際、科学研究費補助金事業との整合性に配慮しつつ、基金の特性を活か し、研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とするなど、研究計画等の進捗状況に応じて弾力的に運用す る。

- ・ 科研費事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研 究費委員会を置く。
- 科研費事業の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた規程、通知に従って行う。
- 科学研究費委員会において、科研費事業の毎年度の審査方針等を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。

(1)審査・評価の充実

学術システム研究センターの機能を有効に活用し、研究者ニーズ及び諸外国の状況等を踏まえて、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。

① 審査業務

科学研究費委員会は年3回程度開催するとともに、配分審査のための小委員会を必要に応じて開催する。 審査委員の拡充等を行い、審査の質的充実を図る。

不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、審査結果を 他の競争的資金の配分機関に対し4月下旬までに提供する。

② 評価業務

評価については、それぞれの研究種目に応じて行うとともに、大型の研究課題については、追跡調査等により成 果把握に取り組む。その際、適切な評価体制の整備を図るとともに、その結果については、ホームページにおい て広く公開する。

(2) 助成業務の円滑な実施

募集業務(公募)

公募に関する情報については、科研費事業に関するホームページにより公表するとともに、研究計画調書の様式 などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにする。

応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定し、 10月上旬までに公表する。

② 交付業務

早期交付及び研究者へのサービス向上の観点から、これまでも可能な限り期間の短縮に努めてきており、今後も対象件数の増加が見込まれるが、次の期限を明確に定めることにより、迅速かつ確実に行う。

- ・ 採否に関する通知は、4月上旬までに行う。
- 応募者に対する審査結果の開示の通知は、5月下旬までに行う。
- 額の確定は、7月中旬までに行う。

③ 不正使用及び不正受給の防止

研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ、適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について助言、注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会の現地調査による監査を充実することにより不正の防止に努める。

自己点検・外部評価全体シート(第1-2)

④ 電子システムの導入・活用

電子システムの導入・活用については、電子情報化された応募者の研究に関する個人情報等の第三者に対するセキュリティを確保しつつ、応募者及び審査委員の負担軽減、応募書類の受付・書面審査等の効率化を更に推進するため、応募手続及び審査業務の完全電子化を図る。

⑤ 科研費事業説明会の実施

科研費事業に対する理解を促進し、その支援効果を高めるため、大学等の研究機関への事業説明を、文部科学省 との共同実施、研究機関からの要望に応じての実施などにより、全国各地で行う。

特に、学術研究助成基金事業については、大学等の研究機関において、基金の特性を活かした柔軟な執行が行われ、基金による研究助成の効果が高まるよう理解を求める。

(3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

科研費事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、インターネットにおいて広く公開する。 我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費事業による研究成果をわかりやすく説明する ことなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめ き☆ときめきサイエンス〜ようこそ大学の研究室へ〜KAKENHI」を全国各地の大学で幅広く実施する。

(4) 助成の在り方に関する検討

学術研究における様々な特性・ニーズを踏まえた助成の在り方について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検討を行い、事業の改善に反映させる。

2. 意義·必要性

科学研究費助成事業は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とし、ピア・レビュー(専門分野の近い複数の研究者による審査)を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものである。

「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月19日 閣議決定)において、「研究者の自由な発想に基づいて行われる基礎研究は、近年、イノベーションの源泉たるシーズを生み出すもの(多様性の苗床)として、また、広く新しい知的・文化的価値を創造し、直接的あるいは間接的に社会の発展に寄与するものとして、ますますその意義や重要性が高まって」おり、「国として、独創的で多様な基礎研究を重視し、これを一層強力に推進していく」ため、「国は、科学研究費補助金について、新規採択率30%及び間接経費30%の確保に向けて一層の拡充を図る」とされており、その意義・必要性が認められている。

学術の振興を目的とする振興会が、科学研究費助成事業により、学術研究に対する幅広い助成を行い、独創的かつ多様な基礎的研究を推進し、人類の知的資産の拡充、将来の学問及び社会の発展に寄与することは責務と言える。

なお、その際、公正で透明性のある審査・評価を実施し、研究者の研究活動が円滑に実施できるように業務を 行うとともに、研究成果の適切な把握に努め、社会への還元・普及活動を行うことが必要である。

3. 得られた成果に関する評価

(1)審査・評価の充実

①審査業務

学術システム研究センターの機能を活用し、研究者の意見を踏まえながら審査・評価業務の充実に努めており、毎年3回程度開催している科学研究費委員会において、科研費制度の改正に併せて関係規程の一部改正を行った。

また、審査委員の選考は審査委員候補者データベースの登録者を大きく充実(平成20年度49,402人→平成24年度69,911人)し、学術システム研究センター研究員による審査の検証結果を反映した上で選考しており、審査委員が付した審査結果を電子的に入力するシステムの利便性の向上や利害関係にある審査委員の排除の徹底を実施するなど、審査の質的充実を図ってきた。

また、競争的資金の不合理な重複や過度の集中を排除するため、府省共通開発管理システムを活用するととと もに、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し、4月下旬までに提供してきた。

②評価業務

科学研究費助成事業の中で1課題当たりの交付額の大きい特別推進研究、学術創成研究費、基盤研究(S)及び若手研究(S)について、科学研究費委員会の下に設置された審査・評価第一部会、審査・評価第二部会において、研究進捗評価、研究成果の検証を実施することにより、当該研究課題の当初目標に対する達成度を評価するとともに、特別推進研究については、審査・評価第一部会において追跡評価を実施することにより、研究終了後一定期間経た後に、その研究成果から生み出された効果・効用や波及効果を検証した。

また、当該研究課題の研究代表者が新規研究課題に応募した場合、研究進捗評価結果を審査資料として審査に 諮り活用した。

なお、各評価結果については、今後の研究発展に資するために研究代表者に開示するとともに、他の競争的資金の配分機関に対し提供するとともに、振興会ホームページにおいても公開した。

(2) 助成業務の円滑な実施

①募集業務(公募)

公募要領の作成に当たっては、文部科学省科学技術・学術審議会での審議等を踏まえ、応募資格の見直し、科研費で雇用されている者の応募資格の取り扱い、研究成果報告書未提出者の取り扱い、重複制限に関する説明の充実、「系・分野・分科・細目表」の大幅な改正、応募時に複数細目を選定できる仕組みを若手研究(B)に導入したことに伴う、複数細目応募課題の審査の仕組みの導入など、必要な情報を適切にわかりやすく記載した。公募要領及び応募書類は振興会ホームページからの入手を可能とし、応募受付は平成23年度から電子システムにより行っている。また、公募は9月1日付けで行い、審査方針等の内容も平成24年度は10月2日に公表するなど迅速な情報提供を確実に行うとともに、英語版の公募要領等を作成することにより、我が国の研究機関に所属する外国人研究者等が応募する際の便宜を図ることができた。

そのほか、公募要領の内容について周知を図るため文部科学省と合同で公募要領等説明会や研究機関が実施する事業説明会において公募の内容等についてわかりやすく説明したことにより、関係者の理解を促進することができた。

②交付業務

早期交付及び研究者へのサービス向上の観点から、一部研究種目が基金化された平成23年度を除き、採否に関する通知、審査結果の開示の通知、額の確定の時期については中期計画における数値目標をおおむね達成した。また、交付申請書の受理から交付決定までの処理についても、大量の辞退、転出等の処理を短期間に迅速・的確に行い、交付決定を行ってきた。

なお、応募者に対する審査結果の開示は平成22年度から電子システムを活用したことに伴って開示の時期を大幅に早期化(平成20年度5月30日→平成24年度4月25日)することができた。

③不正使用及び不正受給の防止

研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備及びその自己評価チェックリストの提出や、内部監査の実施、研修会・説明会の定期的な実施、不正使用等を行わない旨の誓約書の研究者からの徴収など不正防止に向けた様々な取組を義務化している。

また、文部科学省と連携して実施した実地検査では、科研費の研究機関使用ルールへの対応状況と科研費の管理実態を把握した上で、機関の実情に即した指導を行うとともに科学研究費助成事業実務担当者向け説明会や公募要領等説明会において不正使用の事例の紹介等を通じて研究者、事務職員の不正防止や適正な執行に対する意識や理解の向上を図った。

④電子システムの導入・活用

電子システムの導入・活用については、個人情報等の第三者に対するセキュリティを確保しつつ、電子化対象研究種目について、平成20年度から応募手続及び書面審査結果の受付の完全電子化を達成し、応募者及び審査委員の負担軽減並びに業務を効率化することができた。

さらに、交付業務の電子化にも取り組んでおり、電子システムの利便性を更に向上させ、研究者及び研究機関 事務担当者の業務の一層の効率化を図ることができた。

⑤科学研究費助成事業説明会の実施

大学等の研究機関等への事業説明を、文部科学省との協力により全国各地で行い、研究機関の事務担当職員に 制度改善等に係る正しい理解の促進を図った。

また、科学研究費助成事業実務担当者向け説明会、公募要領等説明会では、全国を7地区に分け実施することで、多くの研究者や事務担当者等に対し効率的に制度を周知しており、平成24年度に参加者にアンケートを徴したところ、「参考になった。」という回答が80%以上にのぼり、研究者や事務担当職員の理解を大きく促進することができた。

さらに、平成24年度には、初めて科研費に携わる研究機関の事務職員や研究活動をスタートしたばかりの研究 者を対象として全国各地で初任者研修会を実施し、科研費に対する正しい理解促進を図ることができた。

(3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

①研究成果の把握・公表

国立情報学研究所のデータベースにおいて、研究課題の研究実績の概要及び研究期間が終了した研究課題の研究成果報告書について広く公開するため、同研究所に対し情報提供を行うことにより、多くの人々が科研費による研究成果を有効に活用できるようにした。また、研究成果報告書の提出が必要であった課題について、一部に研究成果報告書等が未提出者となっている研究課題があり、直ちに督促方法の改善を行いその解消に努めた。

②ひらめき☆ときめきサイエンス事業

各プログラムとも参加者は積極的に実験等を行い、実施後のアンケートでは、「普段、学校ではできない実験ができ、大変勉強になった」「大学での研究に直に触れ、非常に興味が湧いた」「将来、研究者を目指そうと思った」などの意見・感想が多く寄せられた。プログラムにおける体験は、参加した小・中学生・高校生にとって貴重なものであり、知的好奇心を刺激することができた。また、平成23年度より、本プログラムの実施対象機関を、大学・大学共同利用機関法人に加え短期大学や高等専門学校など科研費の応募対象機関全体に拡大し、幅広い特徴のあるプログラムを行えるようにしたほか、平成25年度より、一機関からの応募件数の制限を撤廃したことで、応募件数が大幅に増加(平成24年度応募:131機関252プログラム、平成25年度応募:152機関298プログラム)した。

③広報誌等

「科研費NEWS」を年4回発行し、科研費による最近の研究成果やトピックス等を分かりやすく紹介した。また、紹介した研究成果については、科研費ホームページのトップページに表示し、一層の周知を行っている。

(4) 助成の在り方に関する検討

学術システム研究センターには、科学研究費助成事業に関するワーキンググループを設けており、特別推進研究の審査システムの国際化、挑戦的萌芽研究の審査基準、若手研究(スタートアップ)の研究計画調書・審査基準の見直し、更なる審査の充実策、審査委員の負担軽減策などについて効率的に検討することにより、学術研究における様々な特性やニーズを踏まえた有効な事業改善を行ってきた。

最近では平成25年度公募から適用する「系・分野・分科・細目表」の改正案を作成し、文部科学省の科学研究費補助金審査部会に報告したほか、時限付き分科細目の在り方について検討し、文部科学省の科学研究費補助金審査部会に中間報告を行った。また、審査の検証及びその結果の審査委員へのフィードバックの在り方、研究進捗評価の実施方法、審査評価基準の見直し、応募時に複数細目を選定した研究課題の具体的な審査方法、研究成果公開促進費(国際情報発信強化)の在り方などについて効率的に検討したことにより、学術研究における様々な特性やニーズを踏まえた有効な事業改善を行うことができた。

また、学術研究の評価の在り方について検討を行い、平成25年1月に科学技術・学術審議会学術分科会研究 費部会に報告した。

<東日本大震災への対応>

平成22年度に交付した科学研究費補助金について、繰越申請の締め切り後であったが、震災の影響により繰越が必要となった課題へ緊急の対応を行い、繰越申請を受け付けた。そのうち、震災の発生を理由として1,586件の年度繰越が承認された。

また、平成23年度科学研究費助成事業の交付にあたり、震災の影響により、交付申請書等の提出が困難な研究者(21名)に対しては、提出期限等に関して延長して対応した。

科学研究費補助金の中で1課題当たりの交付額の大きい特別推進研究及び基盤研究(S)については、より充実した審査を行うためヒアリングを実施した上で新規応募研究課題の採否を決定することとしているが、震災により、審査日程を延期するなどの措置を講じた。これにより、採否の通知は平成23年5月末に行った。

平成24年度公募要領の作成に当たっては、文部科学省科学技術・学術審議会での審議等を踏まえ、震災の影響を受けた研究代表者の重複応募制限の特例など、必要な情報を適切にわかりやすく記載し、149件の特例応募を受け付けた。

4. 決算額 (支出額) 【セグメント区分:科学研究費補助金】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
125, 184, 589	124, 828, 119	128, 825, 274	180, 638, 564	•••	<u>i</u>)

(単位:千円)

評定

5. 自己点検評価

科学研究費助成事業は、文部科学省が定める方針等のほか、学術システム研究センターの機 能を活用しながら、審査評価基準など各種の見直しや制度改善を図っている。募集業務(公 募)では、「系・分野・分科・細目表」の大幅な改正、応募時に複数細目を選定できる仕組み を若手研究(B)に導入したことに伴う、複数細目応募課題の審査の仕組みの導入などについ て実施した。また、英語版の公募要領等を作成し、外国人研究者の応募へも配慮している。 交付業務では、平成23年度に「独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律」(平 成23年法律第23号)が施行され、振興会に新たに設ける学術研究助成基金により研究助成を行 う科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)を新設し、基盤研究(C)、挑戦的萌芽研 究、若手研究(B)の平成23年度以降に採択される研究課題を対象とし、会計年度にとらわれ ない研究の進展に合わせた研究費の前倒し又は次年度使用などの柔軟な執行を可能とした。 さらに、平成24年度には、新たに採択された基盤研究(B)及び若手研究(A)の研究課題 S から研究費総額の500万円までを学術研究助成基金助成金、500万円を超える分を科学研究費補 助金で措置することとし、それぞれの交付を一括して行った。 また、科学研究費助成事業は、応募・審査・交付業務について電子化を進めているが、電子 システムの活用による業務の効率化のみならず、応募者や審査委員の負担軽減や利便性拡大に も繋がっており、今後も継続して実施する。 研究費の不正使用や不正行為については、これまでも厳格に対応してきているが、文部科学 省と連携した実地検査や説明会を実施するなどの取組を通じて制度の正しい理解や不正使用等 の防止に努めている。

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

7. 中期計画の達成状況

(1)審査・評価の充実

学術システム研究センターの機能を有効に活用し、研究者ニーズ及び諸外国の状況等を踏まえて、公正な審査 委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を着実に行っている。

①審査業務

毎年度、科学研究費委員会を3回程度開催し、配分審査のための小委員会を開催した。 審査委員の拡充等を行い、審査の質的充実を図った。

不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、審査結果 を他の競争的資金の配分機関に対し4月下旬までに提供した。

②評価業務

それぞれの研究種目に応じて評価を行うとともに、特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費については、研究進捗評価等により成果把握に取り組んでいる。その際、適切な評価体制の整備を図るとともに、その結果については、他の競争的資金の配分機関に対し提供し、ホームページにおいて広く公開している。

(2) 助成業務の円滑な実施

事集業務(公募)

公募に関する情報については、科学研究費助成事業に関するホームページにより公表するとともに、研究計画 調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにした。また、英語版の公募要領等を作成することに より、我が国の研究機関に所属する外国人研究者等が応募する際の便宜を図ることができた。

応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定 し、10月上旬頃に公表した。

②交付業務

早期交付及び研究者へのサービス向上の観点から、これまでも可能な限り期間の短縮に努めてきており、今後も対象件数の増加が見込まれるが、明確に定めた期限を順守できるよう、迅速に行った。

- ・ 採否に関する通知は、4月上旬に行った。
- ・ 応募者に対する審査結果の開示の通知は、5月下旬までに行った。
- ・ 額の確定は、7月下旬までに行った。

③不正使用及び不正受給の防止

研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ、適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させた。 また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について助言、注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会の現地調査による監査を充実することにより不正の防止に努めた。

④電子システムの導入・活用

電子システムの導入・活用については、電子情報化された応募者の研究に関する個人情報等の第三者に対するセキュリティを確保しつつ、応募手続について、平成20年度に完全電子化が図られたことにより、応募書類の確認を人手により行う必要がなくなり、応募者の負担の軽減や業務の効率化が推進された。また、審査業務について、特別推進研究の審査意見書や基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援の書面審査結果の受付の電子化が図られた。

さらに、実績報告の電子化など交付業務の電子化も実施した。

⑤ 科学研究費助成事業説明会の実施

科学研究費助成事業に対する理解を促進し、その支援効果を高めるため、大学等の研究機関等への事業説明を、文部科学省との共同実施、振興会の単独実施、研究機関等からの要望に応じての実施により、全国各地で行った。

(3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

科学研究費助成事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、インターネットにおいて広く公開した。

我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、研究者が科学研究費助成事業による研究成果をわかりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめき☆ときめきサイエンス~ようこそ大学の研究室へ~KAKENHI」を全国各地の大学等で幅広く実施した。

また、「科研費NEWS」を年4回発行し、科研費による最近の研究成果やトピックス等を分かりやすく紹介した。

(4) 助成の在り方に関する検討

学術研究における様々な特性・ニーズを踏まえた助成の在り方について、学術システム研究センターの機能を 活用しつつ検討を行い、事業の改善に反映させた。

8. 外部評価

評定
S

9. 外部評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(1) 審査・評価の充実

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(2) 助成業務の円滑な実施

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	А	S	S	S

(4) 助成の在り方に関する検討

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	S	S	S	S

(5) 学術研究助成基金の管理及び運用

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	-	ı	ı	А

事業・業務の名称:第一国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する

目標を達成するためとるべき措置 3 研究者の養成

掲載箇所 中期計画 5頁 事業報告書 35頁

1. 中期計画

3 研究者の養成

大学院博士課程(後期)学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に一定期間資 金を支給し、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら生活の不安なく研究に専念できる環境を整備 するため、特別研究員事業等を、計画的・継続的に推進する。

国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、研究者個人への海外派遣に加え、研究機関の国際研究戦略に沿った研究者海外派遣など、組織的な研究者海外派遣の支援を計画的・継続的に推進する。

男女共同参画社会の形成の一環として、女性研究者の参画を促進するため、審査委員に積極的に女性を登用するとともに、出産・育児に配慮した取組を推進する。また、政府の留学生政策等を踏まえ、優れた外国人留学生に配慮した取組など、我が国の研究者養成に資する効果的な事業の実施を検討し、進める。

(1) 選考審査の適切な実施

各種事業の支援対象者の選考審査は、学術システム研究センターの機能を有効に活用して、以下の体制により、 競争環境の中で能力や資質に優れた者を厳正に審査し、採用する。

- ① 学識経験者により構成される特別研究員等企画委員会の審議により、若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備する。
- ② 審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員等とする特別研究員等審査会を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して、選考審査を実施する。
- ③ 審査委員等は、学術システム研究センターからの推薦に基づき、役員等により構成される特別研究員等審査 会委員等選考会において選考する。
- ④ 書面審査及び面接審査に当たって、学術システム研究センターは、支援対象者ごとに専攻分野に応じた適正な審査委員等を割振る。その際、審査の公平性を確保する観点から、利害関係者を排除する。
- ⑤ 審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公開する。
- ⑥ 審査結果を申請者に適切にフィードバックし、詳細な開示を推進する。
- ⑦ 研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、研究奨励金の募集要項に、特別研究員として採用された場合に同機構の奨学金を辞退する旨を掲載するとともに、同機構の協力を得て研究奨励金の採用内定者が奨学金を受給していないかを組織的に確認する。

(2) 事業の評価と改善

各種事業の評価は、学術システム研究センターにおいて、特別研究員等審査会が実施した審査内容等の検証・分析をもって行う。評価結果については、特別研究員等審査会の審査業務等の改善につなげるとともに、学識経験者からなる特別研究員等企画委員会において調査審議し、改善内容の検討を行う。

改善内容については、次年度の募集要項等に適切に反映させるとともに、ホームページ等にも掲載し広く公開する。

(3) 特別研究員事業

大学院博士課程(後期)学生及び博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究 機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、経歴・年齢等に応じた適切な額の資金(研究 奨励金)を支給する。

特に優れた研究能力を有する博士の学位を有する者等については、若手研究者の世界レベルでの活躍を期して、 能力に応じた処遇を確保する。

また、対象者に応じた多様な採用区分を設け、分野の特性等を踏まえた採用計画を毎年度整備し、幅広い研究分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用する。その際、博士課程(後期)学生への支援については、第3期科学技術基本計画等に十分配慮した上で、本事業を推進する。

ただし、特別研究員(21世紀COEプログラム)については、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、平成20年度まで支援する。

海外を含めた多様な研究環境の選択による研究能力の向上を図るため、博士の学位を有する者等については、採用者のうち博士の学位を取得した所属研究室以外の場で研究する者の割合90%以上に向けた取組を推進するとともに、採用期間中における一定期間の海外における研究活動を奨励する。

また、支援を受けた研究者の研究能力の向上の観点から、各種事業における支給の効果について適切に評価する。

特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ等で国民に判りやすい 形で公表する。

(4)海外特別研究員事業

我が国の大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者や博士の学位を有する者等の中から優れた若手研究者を 「海外特別研究員」として採用し、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、滞在費 等を支給する。

その際、第3期科学技術基本計画等における世界レベルの若手研究者養成のための国際研鑚機会の充実に十分配慮した上で、本事業を推進する。

海外特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職 に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ等で国民に判りや すい形で公表する。

(5) 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム

我が国の大学が海外の大学等と組織的に連携し、若手研究者が海外において研究活動を行うなど、国際的な研さん機会を提供する若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムの充実を図る。

(6) 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム

頭脳循環により国際研究ネットワークの核となる優れた研究者の育成を図るため、研究機関の国際研究戦略に 沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に 挑戦する機会を提供する大学等研究機関を支援する。

(7) 日本学術振興会賞

我が国の優秀な学術の研究者養成に資するため、優れた若手研究者を顕彰する日本学術振興会賞を実施する。

(8) 日本学術振興会育志賞

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕 彰する育志賞を実施する。

2. 意義·必要性

第1期科学技術基本計画の「ポストドクター等1万人支援計画」、第2期科学技術基本計画の「人材の流動性の向上」、「若手研究者の自立性の向上」、科学技術・学術審議会基本計画特別委員会「第3期科学技術基本計画の重要施策一知の大競争時代を先導する科学技術戦略ー(中間とりまとめ)」、総合科学技術会議「『科学技術に関する基本施策について』に対する答申」、第3期科学技術基本計画「人材の育成、確保、活躍の促進」等の施策を踏まえ、我が国の学術研究の将来を担う優れた若手研究者の養成・確保に資することを目的とした各事業を実施している。

優れた研究者の養成・確保を推進することの必要性については、引き続き第4期科学技術基本計画「科学技術 を担う人材の育成」においても指摘されているところである。

3. 得られた成果に関する評価

(1)研究者の養成に係る事業については、学術システム研究センターに設置したワーキンググループ等による検討を踏まえて、「研究者養成」の観点に立った、それぞれのプログラムに適した適切な選考システムを構築し、選考審査を実施するとともに、制度の改善・充実に取り組んでいる。事業実施については、申請、審査、採用者の管理等の電算化により、効率的に行っている。また、男女共同参画社会の形成の一環として、女性研究者の参画を促進するため、特別研究員等審査会の委員等の選考については、適任者を選考することを前提としながら、女性研究者の登用に配慮しながら行っている。

独立性が確保された特別研究員等審査会は、委員47名、専門委員約1,800名で構成され、書面審査、合議審査、面接審査を経て内定者を選考している。審査の公正性・透明性を確保するため、審査会委員の選考については、学術システム研究センターが審査員データベース等を活用して、各分野の申請状況、候補者の所属機関のバランス及び女性研究者の登用等に配慮しつつ適切に行うとともに、審査の手引き等を作成して、審査委員に対して、審査の基準及び方法等の周知に努めた。また、書面審査、面接審査における利害関係者の排除にも厳格を期している。さらに、審査方針、選考方法、書面審査セット等については、ホームページで公開し、審査結果についても、個別審査項目の評価、総合評価のTスコアや不採用者の中のおおよその順位について、書面審査で不採用となった申請者本人に開示している。なお、各事業の募集要項、申請書、領域別・男女別の申請・採用状況、資格区分別・領域別の採用者一覧及び特別研究員等審査会委員の氏名、所属等についても、ホームページを通じて広く公開している。

(2) 事業の評価・改善については、特別研究員等企画委員会や学術システム研究センターのワーキンググループにおける検討及び審査内容の検証、支援対象者からの意見等を踏まえつつ、政府の施策動向、研究現場からの要請を反映した改善・見直しを継続的に行っている。

審査方法については、審査方法等を審査委員に周知する審査の手引きを毎年度改定するとともに、書面審査での特別研究員PDの実質的な研究室移動の確認審査の実施(平成21年度採用分より)、総合・複合領域新領域の申請に対する横断型書面審査セットの作成(平成22年度採用分より)、書面合議審査に貢献する審査コメント例の書面審査の手引きへの掲載、合議審査に貢献する書面審査を行った審査員の表彰(平成22年度採用分より)、人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の対応状況の適切性に係る審査の実施(平成24年度採用分より)、科研費の「系・分野・分科・細目表」の見直しに対応した審査体制の構築、審査領域に新たに「総合」領域を創設することによる審査体制の充実(平成26年度採用分より)等の改善を図っている。

また、事業の改善については、特別研究員DC、PDの申請資格に関して医師等の臨床研修期間に配慮した年齢制限の改定(平成20年度採用分より)、人文学・社会科学系の満期退学者をPDとして採用するが、DC単価の研究奨励金を支給し学位取得を奨励(平成21年度より)、事業の趣旨に即して支援対象を博士の学位取得直後の者に重点化するためPDの申請資格要件に「博士の学位取得後5年未満」の要件の追加(平成21年度採用分より)、特別研究員RPDの採用期間を2年から3年に延長(平成22年度事業より)、PDの競争的研究資金等の獲得制限の緩和(平成23年度より)、特別研究員DC、PDの申請資格の年齢要件を廃止(平成26年度採用分より)等の見直しを行っている。

(3)特別研究員事業については、毎年度着実に募集を行い、特別研究員等審査会における厳正な審査を経て、中期目標期間中にあわせて12,151人を新規に採用した。また、採用者に対し円滑に研究奨励金を支給した。研究分野における男女共同参画を推進する取り組みとして、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを希望者合計241人に対して行った。また、中断中も短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図られるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する研究再開準備支援の取扱いを希望者合計68人について併せて行った。特別研究員に支給する研究奨励金については、「独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案(平成18年12月15日文部科学省)に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、平成19年度に整えた同機構とのチェック体制に従い、平成20年度から採用内定者情報を同機構に提供し重複チェックを行っている。

さらに、特別研究員の採用期間終了後の進路状況調査により、研究職への就職状況等の分析を行っている。特別研究員PDの5年経過後調査では、9割以上が「常勤の研究職」に就いており、特別研究員事業は我が国の研究者の養成・確保の中核的な役割を果たしている。最新の調査・分析結果はホームページで公開している。

(4)海外特別研究員事業については、中期計画期間中、海外の優れた大学等において、長期間(2年間)研究に専念することを希望する有能な若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、延べ775人に渡航費、滞在費等を支給した。選考については、審査方針に基づき、特別研究員等審査会による厳正な審査を経て行った。研究分野における男女共同参画を推進する取り組みとして、中期計画期間中、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを希望した延べ14人に対して行った。また、採用者数の拡充が図られ、前中期計画期間終了時の376人から本中期計画期間中に125人増の501人となった。さらに、採用終了後の進路状況調査により、研究職への就職状況等の分析を行い、最新の調査・分析結果をホームページで公開している。

なお、申請者の利便性向上を目的として、申請手続きの電子化を推進し、申請書類の作成から提出まで、システム上で完結する仕組みを構築した。これにより、申請者が評価者及び受入研究者から、必要書類を取り寄せる必要が無くなり利便性が向上するとともに、審査資料の作成においても、電子データの活用により業務の効率化を図ることができる。

(5) 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムについては、平成20年度に平成21年度採択分の選考を国際事業委員会において、審査方針に基づき行い、申請29件中10件を採択した。また、平成19~21年度採択分の計30事業について、事業計画書に基づき円滑に資金を交付するとともに、採択期間5年間の3年度目に、国際事業委員会において、中間評価を行い、その評価結果を振興会のホームページで公開した。

なお、本事業の新規採択は平成21年度開始分をもって終了したが、若手研究者の海外研鑽の機会を研究組織を通して提供するという趣旨、手法については、平成21年度補正予算で設けられた研究者海外派遣基金により平成24年度まで実施された「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」、平成22年度に実施された「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」、平成23年度から実施している「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」により引き継がれ、継続的に実施されている。

- (6) 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムについては、平成23年度の開始時に取扱要領等関係規定の整備を行った。また、国際事業委員会において書面審査、面接審査による選考を行い、平成23年度申請95件中28件、平成24年度申請99件中28件をそれぞれ採択した。平成22年度に実施された「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」の採択事業68件と合わせ、平成23年度96件、平成24年度124件の事業に対し、円滑に補助金を交付した。さらに、本事業での派遣活動を通じて世界中から得られた優れた成果等の情報を共有するシステムの開発を行い、運用を開始した。
- (7)日本学術振興会賞については、日本学術振興会賞審査会において、審査方針に基づき選考を行い、中期計画期間中に122人の受賞者を決定した。また、秋篠宮同妃両殿下のご臨席を得て、授賞式を滞りなく開催し、若手研究者の研究意欲の向上に努めた。なお、平成25年度からは、受賞候補者推薦領域に総合領域を追加し、総合領域に該当する候補者についてさらに適切な審査を実施するための対応を行った。

(8) 日本学術振興会育志賞については、日本学術振興会育志賞選考委員会において審査方針に基づき選考を行い、平成22年度に創設以来、中期計画期間中に50人の受賞者を決定した。また、天皇皇后両陛下や秋篠宮同妃両殿下のご臨席を得て授賞式を滞りなく開催した。育志賞受賞者の内、希望した者を特別研究員として採用することとした。さらに、受賞者による研究成果報告と分野を超えた研究交流の場を設けることにより、若手研究者のネットワーク構築を図ることを目的として、平成24年9月10日に東京大学に於いて育志賞研究発表会を開催する等、大学院博士課程学生の研究意欲等の向上に努めた。

<東日本大震災への対応>

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者に対する対応として、特別研究員事業においては、被災に伴う採用の中断及び延長制度の規定を新たに制定し、希望のあった5名に適用した。また、採用者に対しては、4月期の提出書類の提出期限を延長し、採用内定者に対しては、採用手続き書類の提出を猶予し、申立書のみで採用手続きを進める旨を周知したところ、採用内定者においては94名の申立書の提出があった。海外特別研究員事業においては、被災に伴う採用の中断及び延長、一時帰国の緩和、帰国の延長措置等に配慮することを周知したが、その適用を希望する者は無かった。更に、新たな募集の受付期間に関して、日本学術振興会賞及び育志賞については、推薦要項に、個別の相談に応じる旨を明記して公表し、日本学術振興会賞において、震災の影響による推薦書提出遅延を1件受け付けた。特別研究員及び海外特別研究員については、既に募集要項を公表していたが、受付期間を約1ヶ月遅らせて実施した。また、震災により研究の進捗に甚大な支障がある特別研究員について、研究従事機関を通して調査を行い、研究の進捗が申請時の計画に比べ1年以上遅れている者や、被災の影響により、23年度中に学位取得予定であった者が学位を取得することができなかった者として、研究従事機関が認める者の20名について、24年度への採用延長を行った。

4. 決算額 (支出額) 【セグメント区分:研究者の養成】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
17, 153, 340	18, 132, 223	18, 147, 892	21, 666, 371	•••	(<u>ì</u>

(単位:千円)

5. 自己点検評価

研究者の養成については、科学技術基本計画の第1期から第4期を通じて、その必要性・重要性が謳われている。その実施に際しては、目的や対象者層に応じた制度設計、公正性・透明性のある選考、円滑な資金の交付の三つが重要なことと考えられる。

第2期中期目標期間においては、特別研究員及び海外特別研究員事業について、適切な選考・審査を実施するとともに、支援対象者に円滑に資金を供給した。また、特別研究員等企画委員会や学術システム研究センターに設置したワーキンググループにおける議論を踏まえ、選考・審査体制の見直し、申請資格や申請手続きの改定など、制度の改善・充実に積極的に取り組んだ。

さらに、特別研究員の採用期間終了後の進路状況調査により、研究職への就職状況等の分析を行っている。特別研究員PDの5年経過後調査では、9割以上が「常勤の研究職」に就いており、特別研究員事業は我が国の研究者の養成・確保に中核的な役割を果たしていると言える。最新の調査・分析結果はホームページで公開している。

なお、海外特別研究員事業については、申請手続きの電子化の推進により、申請者の利便性 向上についても、積極的に取り組んだ。

若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムについては、審査方針に基づき 厳正な選考を行い、計30事業について事業計画書に基づき円滑に資金を交付するとともに中間 評価を行い、その評価結果を振興会のホームページで公開した。

本事業の新規採択は平成21年度開始分をもって終了したが、若手研究者の海外研鑽の機会を研究組織を通して提供するという趣旨、手法については、「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」等により引き継がれ、継続的に実施されている。

頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムについては、平成23年度の開始時に取扱要領等関係規定の整備を適切に行った。また、厳正な選考を行い採択事業を決定し、計124件の事業に対して円滑に補助金を交付した。さらに、本事業での派遣活動を通じて世界中から得られた優れた成果等の情報を共有するシステムの開発を行い、運用を開始した。

日本学術振興会賞については、著名な研究者で構成される審査会を開催し、毎年度受賞者を 決定、授賞式についても、秋篠宮同妃両殿下のご臨席を得て開催する等、若手研究者の研究意 欲の向上に努めた。なお、平成25年度からは、受賞候補者推薦領域に総合領域を追加し、総合 領域に該当する候補者についてさらに適切な審査を実施するための対応を行った。

日本学術振興会育志賞については、平成22年度に創設した。著名な研究者で構成される選考委員会を開催し、毎年度受賞者を決定した。授賞式は、天皇皇后両陛下や秋篠宮同妃両殿下のご臨席を得て、円滑に実施した。また、受賞者による研究成果報告と分野を超えた研究交流の場を設けることにより、若手研究者のネットワーク構築を図ることを目的として、平成24年9月10日に東京大学に於いて育志賞研究発表会を開催する等、大学院博士課程学生の研究意欲等の向上に努めた。

評定

S

6. 自己点検評価結果の推移

平成20:	年度 平月	成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S		S	S	S	s

7. 中期計画の達成状況

中期計画を踏まえ、特別研究員等企画委員会や、学術システム研究センターに設置したワーキンググループ等による検討を踏まえて、「研究者養成」の観点に立った、それぞれのプログラムに適した適切な選考システムを構築し、選考審査を実施するとともに、制度の改善・充実に積極的に取り組んだ。事業実施については、申請、審査、採用者の管理等の電算化により、効率的に行った。また、男女共同参画社会の形成の一環として、女性研究者の参画を促進するため、特別研究員等審査会の委員等の選考については、適任者を選考することを前提としながら、女性研究者の登用に配慮しながら行った。

選考審査の適切な実施については、特別研究員等審査会(委員47名、専門委員約1,800名で構成)における、書面審査、合議審査、面接審査を経て内定者を選考した。審査の公正性・透明性を確保するため、審査会委員の選考については、学術システム研究センターが審査員データベース等を活用して、各分野の申請状況、候補者の所属機関のバランス及び女性研究者の登用等に配慮しつつ適切に行うとともに、審査の手引き等を作成して、審査委員に対して、審査の基準及び方法等の周知に努めた。また、書面審査における利害関係者の排除にも厳格を期している。さらに、審査方針、選考方法、書面審査セット等については、ホームページで公開し、審査結果についても、個別審査項目の評価、総合評価のTスコアや不採用者の中のおおよその順位について、書面審査で不採用となった申請者本人に開示している。なお、各事業の募集要項、申請書、領域別・男女別の申請・採用状況、資格区分別・領域別の採用者一覧及び特別研究員等審査会委員の氏名、所属等についても、ホームページを通じて広く公開した。

事業の評価と改善については、特別研究員等企画委員会や学術システム研究センターのワーキンググループにおける検討及び審査内容の検証、支援対象者からの意見等を踏まえつつ、政府の施策動向、研究現場からの要請を反映した審査方法や制度の改善・見直しを積極的に行った。

特別研究員事業については、対象者に応じた採用区分を設け、分野の特性等を踏まえた採用計画を立て、幅広い分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用した。毎年度着実に募集を行い、特別研究員等審査会における厳正な審査を経て、中期目標期間中にあわせて12,151人を新規に採用し、採用者に対し円滑に研究奨励金を支給した。研究分野における男女共同参画を推進する取り組みとして、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを希望者合計241人に対して行った。また、中断中も短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図られるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する研究再開準備支援の取扱いを希望者合計68人について併せて行った。さらに、採用期間中に海外での研究を奨励するため、募集要項、諸手続きの手引で周知した。特別研究員に支給する研究奨励金については、平成19年度に整えた同機構とのチェック体制に従い、平成20年度から採用内定者情報を同機構に提供し重複チェックを行っている。なお、特別研究員の採用期間終了後の進路状況調査により、研究職への就職状況等の分析を行っており、特別研究員PDの5年経過後調査では、9割以上が「常勤の研究職」に就いているという成果が出ている。最新の調査・分析結果はホームページで公開している。

海外特別研究員事業については、中期計画期間中、海外の優れた大学等において、長期間(2年間)研究に専念することを希望する有能な若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、延べ775人に渡航費、滞在費等を支給した。選考については、審査方針に基づき、特別研究員等審査会による厳正な審査を経て行った。研究分野における男女共同参画を推進する取り組みとして、中期計画期間中、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを希望した延べ14人に対して行った。また、採用者数の拡充が図られ、前中期計画期間終了時の376人から本中期計画期間中に125人増の501人となった。さらに、採用終了後の進路状況調査により、研究職への就職状況等の分析を行い、最新の調査・分析結果をホームページで公開している。

なお、申請者の利便性向上を目的として、申請手続きの電子化を推進し、申請書類の作成から提出まで、システム上で完結する仕組みを構築した。これにより、申請者が評価者及び受入研究者から、必要書類を取り寄せる必要が無くなり利便性が向上するとともに、審査資料の作成においても、電子データの活用により業務の効率化を図ることができる。

若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムについては、平成20年度に平成21年度採択分の選考を国際事業委員会において、審査方針に基づき行い、申請29件中10件を採択した。また、平成19〜21年度採択分の計30事業について、事業計画書に基づき円滑に資金を交付するとともに、採択期間5年間の3年度目に、国際事業委員会において、中間評価を行い、その評価結果を振興会のホームページで公開した。

事業委員会において、中間評価を行い、その評価結果を振興会のホームページで公開した。 なお、本事業の新規採択は平成21年度開始分をもって終了したが、若手研究者の海外研鑚の機会を研究組織を 通して提供するという趣旨、手法については、平成21年度補正予算で設けられた研究者海外派遣基金により平成 24年度まで実施された「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」、平成22年度に実施された「頭脳循環を活 性化する若手研究者海外派遣プログラム」、平成23年度から実施している「頭脳循環を加速する若手研究者戦略 的海外派遣プログラム」により引き継がれ、継続的に実施されている。 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラムについては、平成23年度の開始時に取扱要領等関係規定の整備を行った。また、国際事業委員会において書面審査、面接審査による選考を行い、平成23年度申請95件中28件、平成24年度申請99件中28件をそれぞれ採択した。平成22年度に実施された「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」の採択事業68件と合わせ、平成23年度96件、平成24年度124件の事業に対し、円滑に補助金を交付した。さらに、本事業での派遣活動を通じて世界中から得られた優れた成果等の情報を共有するシステムの開発を行い、運用を開始した。

日本学術振興会賞については、日本学術振興会賞審査会において、審査方針に基づき選考を行い、中期計画期間中に、創造性に富み優れた研究能力を有する若手研究者122人の受賞者を決定、過去受賞者に続き、更なる研究の発展と世界をリードする研究者に成長することが期待されており、本賞のプレゼンスが向上している。また、秋篠宮同妃両殿下のご臨席を得て授賞式を滞りなく開催する等、若手研究者の研究意欲の向上に努めた。

日本学術振興会育志賞については、日本学術振興会育志賞選考委員会において審査方針に基づき選考を行い、中期計画期間中の平成22年度に創設以来、50人の受賞者を決定した。また、天皇皇后両陛下や秋篠宮同妃両殿下のご臨席を得て授賞式を滞りなく開催した。育志賞受賞者の内、希望した者を特別研究員として採用した。また、受賞者による研究成果報告と分野を超えた研究交流の場を設けることにより、若手研究者のネットワーク構築を図ることを目的として、平成24年9月10日に東京大学に於いて、育志賞研究発表会を開催した。

8.	外部評価	
		評定
		S

9. 外部評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(1) 全般的な取組み

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(2) 選考審査の適切な実施

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(3) 事業の評価と改善

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(4) 特別研究員事業

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(5) 海外特別研究員事業

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	Α	S	S	S

(6) 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	Α

(7) 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	_	_	S	Α

(8) 日本学術振興会賞

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(9) 日本学術振興会育志賞

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	_	S	S	S

(10) 若手研究者の自立的研究環境整備促進プログラム

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	ı	ı

事業・業務の名称:第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する

目標を達成するためとるべき措置 4 学術に関する国際交流の促進

掲載箇所 中期計画 8頁 事業報告書 53頁

1. 中期計画

4 学術に関する国際交流の促進

国際的な共同研究を積極的に促進するなど、日本の研究水準、国際競争力の一層の向上を目指し国内外からの要請に応えるべく、我が国を代表する資金配分機関として戦略的に以下の取組を行う。

なお、公募事業については、学術システム研究センターや国際事業委員会の機能を有効に活用し、審査の透明性・公平性を確保しつつ、競争環境の中で厳正な審査を行う。

(1)諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進

日本の研究水準の向上、国際競争力の強化を一層進めるため、諸外国の学術振興機関との協定等に基づく、国際共同研究、セミナー開催などの事業を実施することにより、学術ネットワークの構築を進める。これらの活動を円滑に推進するため、諸外国の学術振興機関との協力関係をさらに強化・発展させる。

欧米等学術先進諸国との交流については、対等な立場での協力により、日本の国際競争力を高め、世界トップ レベルの研究水準を維持し、さらに向上させる。

アジア諸国、特に国際的な研究開発能力を飛躍的に増しつつある韓国、中国、インドとの学術交流を戦略的に推進するための取組を支援することにより、相互的な学術発展を図る。

アフリカ・中東諸国等との交流については、長期的視野に立って、外交的な観点や多様な研究ニーズなど様々な学術に関する国際交流の必要性を踏まえ、関係機関と連携を図りつつ促進する。

また、海外研究連絡センターにおいては、当該国の学術振興機関との有機的な協力の下、セミナー、シンポジウム等を実施する。

(2) 研究教育拠点の形成支援

我が国の学術研究機関が先端研究分野において世界を代表する研究教育拠点となることを目指し、諸外国のトップレベルの学術研究機関との多国間交流ネットワークの構築・強化、若手研究者の育成等を通じ、その萌芽段階にある拠点の形成を支援する先端研究拠点事業等を推進する。

(3) 若手研究者育成のための国際交流支援

日本と先進諸外国の新進気鋭の若手研究者が学際的な観点から先端的な研究課題について積極的に討議し情報発信を行う機会を提供する先端科学(Frontiers of Science)シンポジウム事業や、ノーベル賞受賞者との討議等を行う会議に若手研究者を派遣する事業(リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業)等を実施する。

(4) アジア・アフリカ諸国との交流

アジア・アフリカ諸国との学術連携・協力の深化を図るため、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学 術基盤形成事業及び日中韓フォーサイト事業等により、研究拠点構築や研究者交流を積極的に促進する。具体的 には、それぞれの国の学術の発展段階等も踏まえながら、共同研究・セミナー等の効果的な実施を促進する。

とりわけ、我が国と緊密な関係にあるアジア諸国については、各学術振興機関間、大学・研究所間、さらには個々の研究者間など多層的なネットワークを我が国が主導的に形成するための取組を実施することにより、アジアにおける学術コミュニティの構築、同地域における先端研究や共同課題解決研究の推進及び若手研究者の育成を図る。

なお、拠点大学交流事業については、アジア研究教育拠点事業など公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換し、平成23年度までに段階的に廃止する。

(5) 研究者の招致

多様な発想と経験を有する内外の研究者が我が国の大学等研究機関で切磋琢磨する研究環境を創出するため、 次世代の研究を担う優秀な若手研究者や世界的研究業績を有する第一線の著名研究者等、様々なキャリアステー ジにある優れた外国人研究者招致のための取組を推進する。

また、日本での研究滞在を終え、母国に帰国した後の研究者コミュニティの形成・強化を図ることも視野に入れ、多様な招へい方法による、きめ細やかな対応を行う。

さらに、招へいした外国人研究者の協力を得て、高校生に科学や国際社会への関心を深めさせることを目的としたサイエンス・ダイアログ事業を全国各地で広く実施する。

なお、外国人特別研究員については、全体として効率化を図っていくよう検討を行い、大学等のニーズに即し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。

(6) 大学等における研究環境の国際化支援

日本の大学の国際化を促進させるため、職員養成のための取組や大学の組織的な研究者の派遣・受入れ、国際的な共同研究など大学の国際展開を支援するほか、多様な研究環境国際化のための取組を積極的に行う。

海外研究連絡センターにおいて、各大学と協力し、各大学が主催するシンポジウムの共催、後援、大学改革の動向に関する調査協力や大学が設置する海外拠点の連携強化等を通じて、各大学の海外展開を積極的に支援する。

(7) 事業の評価と改善

日本の研究水準、国際競争力の一層の向上を目指し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、国際 共同研究の基本的な方向性についての検討を行う。また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、交流相手のニーズ・特性、我が国の研究者の 意見を考慮しつつ、費用対効果の検証を行う。その結果を踏まえ、事業の統合・メニュー化を行い、関係者にわ かりやすい体系に整理する。

併せて、国際交流事業の成果について、ホームページ等を通じて広く公開する。

各海外研究連絡センターにおいては我が国の各大学や他の独立行政法人との協力・連携による活動や機能の強化を図るとともに、海外の学術振興機関との間で事業の有効性・適切性を相互に評価するなど、事業の成果及び効果を把握することに努め、事業の改善に反映させ、その成果について広く公開する。

果を把握することに努め、事業の改善に反映させ、その成果について広く公開する。 また、カイロ、ナイロビの両研究連絡センターについては、効率的な業務運営に努めつつ、増大するアフリカ 地域研究などの重要性・学術研究の特殊性に鑑み、当該地域における拠点性など質的な要素についても留意した 運営へと転換を図った上で、学術動向の収集・発信機能を充実させる。

さらに、効果的・効率的な業務運営の観点から、事務所の共用化等について検討を行い、具体的な結論を得る。

なお、ワシントン研究連絡センターについては、独立行政法人科学技術振興機構のワシントン事務所の機能に も着目しつつ、効率的な運営の観点から、同事務所の共同設置・運用を行う。

意義・必要性

振興会の国際交流事業は、外国人研究者を招へいする事業から、協定に基づき実施する二国間や多国間の共同 研究を支援する事業まで様々なプログラムにより構成され、対象者も個人から研究者グループ、機関単位の交流 の促進を図るものまで多様である。また、人文・社会科学から自然科学まで全ての学問分野にわたる課題を支援 しており、世界各国を対象に、我が国の学術の国際交流の促進を図るための総合的な取組を実施している。

これらの取組は、第1期、第2期及び第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)に引き続き、第4期 科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)に示されている「世界と一体化した国際活動の戦略的展開」及 び「基礎研究及び人材育成の強化」を図るうえで極めて重要な役割を果たしている。

また、「新成長戦略〜「元気な日本」復活のシナリオ〜」(平成22年6月閣議決定)で「国際共同研究の推進や途上国への科学・技術協力など、科学・技術外交を推進する。」と謳っている他、「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)はグローバル化が加速する中での国際的に活躍する人材確保の必要性をあげ、別表「日本再生に向けた改革工程表」において国際競争力のある科学技術イノベーションシステムの構築に不可欠なものとして研究者交流の一層の推進の必要性を指摘している。

これらの趣旨のもと、諸外国の対応機関等との協力関係に基づき研究者の相互交流を行う国際交流事業は、これまでの取組を継続して着実に実施する必要がある。

3. 得られた成果に関する評価

(1)諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進

第二期中期計画期間において、学術国際交流の土台となる海外の学術振興機関との協力関係を維持・発展させつつ、9か国10機関とは負担経費分担や実施プログラム構成の見直しを含む協定・覚書等の改正を図り、研究者のニーズに合った二国間交流事業を実施し、5年間で約1140件の共同研究・セミナーを採択、約1100人の研究者交流を実施した。さらに、エジプト高等教育・科学研究省(MHESR)やブラジル高等教育支援・評価機関(CAPES)を含む5か国5機関との協定・覚書を新たに締結するなど、特にアフリカや南米といった新興国とのネットワークを拡大し、学術交流の促進に寄与したところである。また、平成25年度分からは覚書等に基づく二国間交流事業を実施している国以外との交流に対するニーズにも幅広く応えるため、対応機関を特定せず我が国と国交のある全ての国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う。)を交流対象とした「オープンパートナーシップ共同研究・セミナー」を新設し募集を行ったところであり、新たな学術ネットワークの構築に大きく寄与することが期待される。特に、国際的な研究開発能力を飛躍的に増しつつある韓国、中国、インドとの間では、若手研究者の育成を目的としたアジア学術セミナーを12回開催し、学術交流を戦略的に推進した。

また、平成20年から、G8の7ヶ国の学術振興機関(カナダ自然科学工学研究会議(NSERC)、フランス国立研究機構(ANR)、ドイツ研究振興協会(DFG)、ロシア基礎科学財団(RFBR)、英国研究会議(RCUK)、米国国立科学財団(NSF))と多国間国際研究協力事業(G8 Research Councils Initiative)を開始、計3回のパイロット公募を実施し、第1回、第2回公募で16件採択し(うち日本側研究代表者が参加しているものは10件、日本側研究代表者16名)、これらの学術振興機関との国際共同研究を支援するための協力関係を大幅に発展させた。特に第3回公募では、主要国と新興国におけるグローバルな環境変動研究の枠組みであるベルモントフォーラムと共同公募、共同審査を実施したが、従来の7ヶ国に加え、オーストラリア、ブラジル、インド、南アフリカが参加したことにより、一層グローバルな国際共同研究への支援のための学術振興機関のネットワークの強化に貢献した。さらに、さらなる国際共同研究への道筋を探ることを目的とした世界各国の学術振興機関の長によるバーチャル・フォーラムであるグローバルリサーチカウンシル(平成24年5月第1回本会合開催。44ヶ国46機関から参加)の設立に貢献するとともに、そのアジア太平洋地域会合を振興会主催で実施(平成24年12月開催。13ヶ国18機関から参加)した等、学術振興機関及び研究者間の新たな研究ネットワークの構築に多大な貢献をした。海外研究連絡センターにおいては、現地の学術機関や大学等と共催でシンポジウム等を5年間で約140件開催し、日本の優れた研究者による最先端の研究成果等を世界に向けて効果的に発信した。

(2) 研究教育拠点の形成支援

中期目標期間中、先端研究拠点事業をのべ11機関29交流実施した。また研究拠点形成事業(A.先端拠点形成型)をのべ5機関9交流実施した。さらに日独共同大学院プログラムをのべ5件実施した。先端研究拠点事業において実施した交流については、事業終了後に事後評価を実施し、国際学術交流拠点の形成、成果の学術的価値、若手人材育成への貢献等の観点から多くの交流が高く評価された。研究拠点形成事業については事業開始3年目に中間評価、事業終了後に事後評価を実施する予定である。日独共同大学院プログラムにおいて事業終了後に事後評価を実施し、共同課程の整備、教育研究効果、共同大学院としての継続性等の観点から高く評価された。

(3) 若手研究者育成のための国際交流支援

中期目標期間中、先端科学シンポジウム事業を米独仏3カ国等とのべ14件実施し、日本及び相手国を合計してのべ約1000名の優秀な若手研究者が参加した。

また、日本-欧州先端科学セミナーをのべ4件実施し、日本及び相手国を合計してのべ約200名の優秀な若手研究者が参加した。リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業においてはのべ56人の日本人若手研究者を派遣した。 適切なプログラムを策定することでシンポジウム等の質を確保して着実に実施した。

(4) アジア・アフリカ諸国との交流

ノーベル賞受賞者等の著名研究者と域内の大学院生・若手研究者の交流によりアジア・太平洋地域等の研究人材の育成と相互ネットワークの形成を図るHOPEミーティングの開催や研究拠点形成事業(B. アジア・アフリカ学術基盤形成型)、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業、日中韓フォーサイト事業、論文博士号取得希望者への支援事業、アジア学術振興機関長会議や日中韓学術振興機関長会議、科学技術研究員派遣支援システム調査等を実施し、アジア・アフリカにおける研究教育拠点及び科学技術コミュニティの形成、アジア・太平洋地域の研究人材の育成と人的ネットワークの構築に大きく寄与した。

ノーベル賞受賞者等の著名研究者と域内の大学院生の交流を図るHOPEミーティングをほぼ毎年度開催し、アジア・太平洋地域の研究人材の育成と相互ネットワークの形成を支援した。第4回からはエジプト、第5回からは南アフリカからも参加者を募り、アフリカ地域にも対象地域を広げた。さらに第5回からはポスドク研究者にも参加資格を与え、より広範囲の若手研究者のネットワーク形成にめざましい貢献をした。

アジア地域に世界水準の研究教育拠点をつくることを目的として実施したアジア研究教育拠点事業では32件の課題を支援し、持続的な研究交流拠点の形成を進めた。アジア・アフリカ学術基盤形成事業、研究拠点形成事業 (B. アジア・アフリカ学術基盤形成型)ではそれぞれ53件、11件の課題を実施し、我が国が中心となってアジア・アフリカ地域の諸問題を解決するための研究交流拠点を構築した。なお、拠点大学交流事業については、相手国にも対等な経費負担を求めるマッチングファンド方式の事業への移行を実現し、平成22年度にすべての交流が終了した。さらに、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業の統合・メニュー化を実施し、平成24年度からは研究拠点形成事業として募集を行っている。

一方、アジア地域の学術振興機関を主導する形で平成19年度に立ち上げたアジア学術振興機関長会議を毎年開催し、当該地域の科学技術コミュニティの形成に貢献した。平成21年度からはアジア学術振興機関長会議共同シンポジウムも開始し、アジア地域共通の課題における若手研究者の育成と相互のネットワークの構築を行っている。また、日中韓学術振興機関長会議において中国・韓国の対応機関と3か国の協力体制について議論するとともに、平成24年度からは、3か国の共同事業である北東アジアシンポジウムや日中韓フォーサイト事業をより戦略的に実施できるよう改革を行った。

論文博士号取得希望者に対する支援事業では、平成20年度から24年度までに延べ288人を支援し、そのうち145人が学位を取得した。また、従来、アジア諸国のみを対象としていたところ、平成22年度募集分からアフリカ諸国からの強い要望にこたえて対象国を拡大したほか、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を踏まえ、平成24年度募集分から申請資格に関する要件を厳格化するとともに、若手研究者の育成に配慮し、研究計画のより効果的・効率的な実施が可能となるよう運用の見直しを行うなど、事業の改善をはかりつつ着実に実施し、アジアおよびアフリカ地域の人材育成と人的ネットワークの拡大に貢献した。

(5) 研究者の招致

様々なキャリアステージにある外国人研究者を、目的や希望する期間に応じて効果的に我が国に招へいする事業として、外国人特別研究員事業(一般/欧米短期/サマー・プログラム)、外国人招へい研究者事業(長期/短期)、外国人著名研究者招へい事業を着実に実施した。また、これら従来の個人招へい型事業に加えて、大学等学術研究機関における組織的な招へいの取組を支援する「若手研究者招聘事業」(国際機関(ASEAN事務局)からの受託事業)を実施し、大学等のニーズに即した研究者養成に大きな貢献をした。

採用期間を終了し母国に帰国した本会事業経験者により、第2期中期目標期間中に中国、韓国、バングラデシュ等7か国にて研究者コミュニティが新たに誕生し、既存分とあわせて計13か国のコミュニティが行う活動への支援を通じて、より広く盤石な研究者ネットワークの形成に努めた。平成21年度からは、各国のコミュニティに所属する研究者を対象に、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成、維持、強化する機会を提供することを目的として、外国人研究者再招へい事業(BRIDGE Fellowship Program)を実施した。平成24年度までに計124名の再来日を支援し、進行中の国際共同研究の更なる発展を推進するとともに、新たな国際共同研究の立ち上げのきっかけを提供する等、研究者ネットワークの一層の強化を図った。

立ち上げのきっかけを提供する等、研究者ネットワークの一層の強化を図った。 その他、サイエンス・ダイアログ事業については、全国の高校等からのニーズが年々高まり(〔実施件数〕平成20年度:86件、平成21年度:95件、平成22年度:105件、平成23年度:104件、平成24年度:125件)、平成24年度までに参加した生徒数はのべ25,000人を超える等、高校生の科学に対する好奇心や国際感覚の向上に大きく貢献した。

なお、外国人著名研究者招へい事業に関しては、受入研究者からの申請を容易にするため、平成25年度採用分より外国人招へい研究者事業に統合し「外国人招へい研究者短期S」として公募を開始し、事業の効率化に努めた。

(6) 大学等における研究環境の国際化支援

国際研究集会は、開催責任者が所属する研究機関において主体的に国際研究集会のべ164件を実施するための支援を通じ、効果的・効率的に優秀な人材を受け入れ、研究情報の交換と研究者の国際交流の促進に貢献した。また、海外研究連絡センターにおいては、我が国の大学等が研究連絡センターをそれぞれの大学の海外事務所として共同利用して行う海外拠点活動を支援しており、中期計画期間内に18大学等が参加し、例えば北京研究連絡センターでは、中国の大学と利用の国私立大学間で協定締結・更新や大学事業紹介セミナー等開催が可能となるなど、大学の国際展開に貢献する成果があった。また、センターにおいて、海外の学術動向や高等教育に係る情報を収集し、国立大学協会を通じて大学関係者へ当該情報を提供する活動も行った。さらに、国際業務を担当する我が国の若手大学職員を「日本学術振興会国際協力員」として受け入れ、海外実務研修を行わせるなど、大学の国際化を支援するための活動を行った。

(7) 事業の評価と改善

事業の公募・審査においては、我が国の第一線の研究者で構成される国際事業委員会(委員13人、書面審査員約1,800人(平成24年度時点))において、書面審査及び合議審査により行った。また、学術システム研究センターを活用し、書面審査結果の分析・検証を行い、審査体制の公正性・透明性の一層の向上を図った。

先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業、日独共同大学院プログラム、日中韓フォーサイト事業等のような採択期間が比較的長く、支援金額も大きい組織支援型の事業については、事業形態に応じて、国際事業委員会において中間評価、終了時評価、事後評価を行い、その結果を振興会HPで公表した。

諸外国の学術振興機関と協力して実施している事業については、当該機関との二国間の会談、各種のシンポジウム等の機会を通じて行った事業の実施方法やその効果等についての意見交換を踏まえて事業の在り方を検討し、9か国10機関との交流において既存の経費負担方法や交流形態等を見直して改善を進めた。

更に、学術システム研究センター主任研究員から構成される「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」を平成21年度に設置し、研究者の立場から国際交流事業のあり方及び個別事業の成果や改善案等について議論を重ねた。平成23年度には議論をとりまとめ、その提言に従って、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日 閣議決定)でも指摘のあったアジア関係事業の統合・メニュー化を進めるべく事業整理を行った他、論文博士号取得希望者への援助のあり方について、申請資格に関する要件を厳格化し、より質の高い候補者の採用に努めたとともに、研究計画のより効果的・効率的な実施が可能となるよう運用の見直しを行った。更に、同提言に基づき、外国人著名研究者招へい事業において、受入研究者からの申請を容易にすべく、外国人招へい研究者事業に統合して「外国人招へい研究者短期S」として公募を行ったことに加え、二国間交流事業においても、研究者からの多様なニーズに応えるべく、我が国と国交のある全ての国との二国間交流を対象とした応募枠を新たに設けて公募を行った。

また、国際交流事業の効果・効率を評価するためには、国際交流事業の目的・達成目標を明確にし、既存事業の成果を把握した上で、大学等研究機関・研究者のニーズや対象地域・研究分野の特性にも配慮した国際交流事業の評価・検証を行う必要があることから、国際交流事業の基本的方向性を定め、それに沿った戦略的事業展開を行うため、「日本学術振興会の国際活動に関する基本的な戦略」の策定に着手した。

海外研究連絡センターについても、上記の基本方針の指摘等を踏まえ、前年度に行った大学国際化支援海外連携本部(平成22年12月20日)における検討の結果に応じ、バンコク研究連絡センターで独立行政法人日本学生支援機構バンコク事務所と事務所等共用化、ワシントン研究連絡センターでの独立行政法人科学技術振興機構ワシントン事務所との共用を行い効率化を図っている。さらに、北京研究連絡センターにおいては、9大学と事務所の共用を行い、効率化と同時に大学の国際化支援の一助となった。

また、カイロ・ナイロビ両研究連絡センターにおいては、センターホームページを充実させ、同センター開催 のイベント情報や、同地域において日本の大学が行う研究・調査の情報を掲載することにより、日本と同地域の 学術の国際交流事業に関する情報の収集・提供・発信機能を一層強化した。

<東日本大震災への対応>

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者に対する外国人研究員、外国人招へい研究者への対応として、1. 震災日以降、平成22年度中に来日を予定していた外国人研究員、外国人招へい研究者について、平成23年度に来日することを可能としたこと(この措置により計29名が平成23年度に来日した。)、2. 震災により研究の継続が困難になった外国人研究員、外国人招へい研究者が短縮帰国する場合、帰国日程の変更により生じた航空券の変更手数料、差額等を振興会で負担したこと(この措置により本会は計39名分の帰国旅費を負担した。)、3. 震災等の影響により一時出国していた外国人特別研究員、外国人招へい研究者のうち希望する者は、離日期間分を延長したこと(この措置により計63名が採用期間を延長した。)など、柔軟に対応を行った。また、平成23年3月後半開催予定の国際シンポジウム・セミナーについては平成23年度に延期すると共に、平成22年度業務委託において震災等の影響による未実施分が生じた28課題について、委託期間の延長を認めた。更に、平成23年5月に締め切り予定であった国際交流事業の申請受付も、1ヵ月程度締め切り時期を延期して行った。

4. 決算額 (支出額) 【セグメント区分:国際交流】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
9, 795, 711	10, 141, 843	7, 741, 857	8, 088, 351	•••	(単位:千

平成21年度決算額には、先端学術研究人材養成事業(第1-11)の支出額が含まれる。

5. 自己点検評価

評定 海外の学術振興機関との緊密な協力関係を土台とした二国間及び多国間交流の支援、若手研 究者の育成に向けた取組、アジアの学術コミュニティの形成、外国人研究者の招へい等の多様 な事業を、円滑に実施した。また、海外研究連絡センターとも連携して行っている大学の国際 化支援及び振興会事業経験者による研究者コミュニティの活動支援についても着実に実施し た。 事業の公募・審査においては学術システム研究センターや国際事業委員会を活用し、公平・ 公正な審査を行うと共に、採択期間が比較的長く、支援金額も大きい組織支援型の事業では、 事業形態に応じて中間、終了時、事後評価を行った。 S また、国際交流事業全体の在り方及び個別事業の改善等についても、「国際事業のあり方に 関する検討タスクフォース」において国際共同研究の基本的な方向性の検討を行い、そこで示 された提言を踏まえた事業の改善や統合・メニュー化等に着実に取り組んでいる。 以上のように、多様な事業を公平・公正な審査に基づいて適切かつ柔軟に実施することによ り、国際的な学術研究の発展、持続発展的研究ネットワークの構築に寄与できたと考える。 今後も、大学等研究機関や諸外国の学術振興機関のニーズを踏まえながら、国際的な学術研 究の一層の推進に向けた支援を着実に実施したい。

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A	А	A	S	S

7. 中期計画の達成状況

公募事業の実施については国際事業委員会等において海外の学術動向や国際情勢等を総合的に勘案した審査・ 評価を行うとともに、学術システム研究センターを活用することにより書面審査結果の分析・検証を行うこと で、透明性・公正性を確保している。

- (1)諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究・セミナー、研究者交流を実施した。特にアフリカ・南米といった新興国との学術ネットワークを拡大するとともに、既存の締結国との協力関係も維持・強化しつつ研究者のニーズに合った事業実施に向け随時見直しを図り、目標の達成に向け進展しているところである。さらに、これまで事業を実施していなかった国等との交流に対する日本側研究者からのニーズや協定等未締結の諸外国の学術振興機関からの要望にいかに応えていくべきか、といった面で課題が見られるため、平成25年度分より「オープンパートナーシップ共同研究・セミナー」の枠組みによる募集を開始した。今後はこの枠組みを通じてニーズの把握に努め、ボトムアップを基本としたJSPSの国際戦略等を着実踏まえ、今後更に諸外国との学術ネットワークを拡大・強化させることが必要である。海外研究連絡センターにおいても、日本の優れた研究者による最先端の研究成果等を世界に向けて効果的に発信すべく、シンポジウム・セミナーを主催している。
- (2) 先端研究拠点事業、研究拠点形成事業(A. 先端拠点形成型)及び日独共同大学院プログラムを通じ、我が国の学術研究機関と諸外国のトップレベル学術研究機関との間でセミナー、研究者交流等の継続的な研究交流及び若手研究者の育成を実施し、先端研究分野における世界を代表する研究教育拠点の形成や若手研究者の育成に貢献した。
- (3)先端科学シンポジウム事業、日本-欧州先端科学セミナー及びリンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 を着実に実施し、次世代の研究リーダーの育成及び諸外国の優秀な若手研究者とのネットワーク形成に貢献し た。
- (4)研究拠点形成事業(B.アジア・アフリカ学術基盤形成型)、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業及び日中韓フォーサイト事業において合計110件の研究交流課題を支援し、アジア・アフリカにおける研究教育拠点形成の構築、学術連携の深化に寄与した。いずれの課題も共同研究やセミナーを効果的に組み合わせて実施しており、当該地域の若手研究者も数多く参画できるような工夫をしているため、若手研究者の育成にも貢献しているが、特に研究拠点形成事業(B.アジア・アフリカ学術基盤形成型)に関しては、アジア・アフリカ諸国との共同研究のニーズにマッチしていることから申請数が非常に多くなっており、採択率の向上が課題である。

なお、拠点大学交流事業については、アジア研究教育拠点事業など公募により相手方に対等な負担を求める 方式による事業へと転換し、平成22年度にすべての交流を終了、平成23年度に7課題の事後評価を実施した後に 事業を廃止した。

一方、我が国と緊密な関係にあるアジア諸国の各学術振興機関とは、アジア学術振興機関長会議、日中韓学術振興機関長会議を通じて連携を深めた。これらの会議での議論により実施を決定したアジア学術振興機関長会議共同シンポジウムや北東アジアシンポジウム、日中韓フォーサイト事業を支援することにより、大学・研究所間や個々の研究者間など、多層的なネットワークの形成に寄与することができた。さらに、HOPEミーティングの継続的な開催により、アジアだけでなく、太平洋地域・アフリカ地域における学術コミュニティの構築や若手研究者の育成を図った。

論文博士号取得希望者に対する支援事業を通して、平成20年度から24年度までに延べ288人の支援を通して、アジアおよびアフリカ地域の人材育成と人的ネットワークの拡大に貢献した。(平成20年度から24年度までに145人が学位を取得)。また、平成22年度募集分以降の実施は、対象国を拡大しアフリカ諸国からの要望にこたえた。平成24年度募集分は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を踏まえ、①応募上限年齢の引き下げ(50歳未満→45歳以下)、②支援期間の短縮(5年→3年)、③審査方針の見直し(国際誌への掲載や受賞歴を審査基準として明記)を行い、より効果的・効率的な実施が可能となるよう改善をはかった。今後も、論文博士号取得希望者に対する支援事業を通しての、対象国の人材育成と我が国との人的ネットワークの構築は重要である。

(5)研究者のキャリアステージや来日目的、期間に応じた様々な外国人研究者招へい事業を展開し、優秀な外 国人研究者の招致に着実に取り組んだことにより、我が国の大学等研究機関の国際化を促進し、多様なバックグ |ラウンドやアイディアを持つ内外の研究者が切磋琢磨し向上する環境の創出に貢献している。

また、新設7か国を含め計13か国にて本会事業経験者が研究者コミュニティを形成しており、その活動を支援するとともに、新たに外国人研究者再招へい事業 (BRIDGE Fellowship Program) を開始して外国人研究者が再度来日し日本人研究者と研究に従事する機会を提供する等、諸外国と我が国との研究者ネットワークの維持と更なる強化を図っている。

サイエンス・ダイアログ事業に関しては、全国の高校等からのニーズが高く実施件数が年々増え、実施後のアンケートで「再度講演を聞きたい」と回答した参加生徒は全体の約90%にのぼる等、生徒の高い満足度や科学に対する関心の高まり示されており、目標の達成に向け進展している。

なお、大学等のニーズに即した効果的な事業の実施を目指して、外国人著名研究者招へい事業を平成25年度採用分より外国人招へい研究者事業に統合し「外国人招へい研究者短期S」として公募する等、取組を進めている。

今後も、これらの取組を通じ、諸外国との研究者交流を引き続き促進し、次世代を担う研究者の育成や国際レベルの共同研究を可能にする研究者ネットワークの強化に資することが必要である一方で、外国人研究者招へい 事業全体として、より効率的で効果的な実施を図っていくよう、統合・メニュー化をはじめ更なる工夫や見直し が必要である。

- (6) 概ね25%の外国人研究者が参加し国内で開催される国際的な研究集会への支援を5年間を通してのべ48機関164件行った。7研究連絡センター(ワシントン、サンフランシスコ、ロンドン、ストックホルム、バンコク、北京及びカイロ)で18大学等と事務所の共用を行い、大学独自で活動するよりもより迅速で効率的な海外活動が可能となっており、大学と協力し、大学の海外展開を積極的に支援するという目標達成に向けた進展が見られる。
- (7) 国際交流事業の整理・見直しについては、「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」を設置して 研究者の見地から検討し、その提言に基づいて着実に実施しており、我が国の学術研究の進展に資する形で効率 的かつ効果的な業務運営を図っている。

また、採択期間が比較的長く、支援金額も大きい組織支援型の事業については、事業形態に応じて、国際事業委員会で中間、終了時もしくは事後評価を実施した後、評価結果を振興会HPで公開した他、課題支援型の事業についても、支援終了後の報告書をHPにおいて公開するなど、国際交流事業の成果の公開についても適切に実施されている。

海外研究連絡センターについても、上記の基本方針の指摘も踏まえ、バンコク・ワシントン研究連絡センターでの他法人との事務書等共用化等を行い、運営の効率化が図られている。また、北京研究連絡センターで9大学等と事務所の共用を行い大学の国際化支援に寄与した。さらに、カイロ・ナイロビ研究連絡センターにおいては、日本と各地域に関する学術・国際交流事業に関する情報の収集・提供機能を強化し、同地域でのセンターの拠点性や有用性をアピールすることに役立てるなど、学術動向の収集・発信機能の充実が図られている。

8.	ы	立17	評	無
ο.	クト	. 디)	6 1 1	ш

評定
S

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
Α	А	А	S	S

(1) 諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(2) 研究教育拠点の形成支援

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	А

(3) 若手研究者育成のための国際交流支援 (平成20年度は、「若手研究者育成のためのセミナー」)

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	Α	Α

(4) アジア・アフリカ諸国との交流

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	Α	S	S	S

(5) 研究者の招致

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(6) 大学等における研究環境の国際化支援

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	Α	Α	Α

(7) 事業の評価と改善

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	S	S	S	S

事業・業務の名称:第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する

目標を達成するためとるべき措置 5 学術の応用に関する研究の実施

掲載箇所 中期計画 10頁 事業報告書 70頁

1. 中期計画

5 学術の応用に関する研究の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会問題の解決につながるような 学術研究を行う。

① 人文・社会科学振興プロジェクト研究事業

平成14年6月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会の報告を受け、グローバル化、情報化が進む中、現代社会において人類が直面している問題の解明と対処のため、人文科学や社会科学を中心に各分野の研究者が協働して、学際的・学融合的に取り組む「人文・社会科学振興プロジェクト研究」を推進する。この研究成果を社会への提言として発信することにより、新たな学問分野、領域を開拓し、人文・社会科学の活性化に寄与する。また、研究者間のネットワークの形成、研究成果の公開、社会提言等のため、公開シンポジウム、共同研究セミナーなどを行う。

なお、本事業については、平成20年度に終了する。

② 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業

異なる分野の研究者との共同研究を推進し、異なる分野の研究手法等を導入することにより、確立された従来の 研究手法から脱却して、方法論的な観点から既存の知の体系の根源的な変革や飛躍的な進化(方法的革新)を目 指す「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」を実施し、人文・社会科学研究の 振興を図る。

なお、「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」については、平成24年度から、業務運営を一層効果的・効率的に行う観点から、「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業」として実施する。

③ 東日本大震災学術調査

東日本大震災に関する国内外の記録を広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、広く 発信するために、関係機関の有機的連携に配慮しつつ、人文・社会科学を中心として歴史の検証に耐えうる学術 調査を実施する。

2. 意義·必要性

文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会において、人文・社会科学の振興策についての報告がとりまとめられ、当該報告を踏まえた人文・社会科学分野の研究の実施が求められている。このため、新たな学問分野、領域を開拓し、人文・社会科学の活性化等を目指した「異分野融合型共同研究」による人文・社会科学研究を推進する。また、人文・社会科学のアカデミズムの世界を超えた学問的発展と社会的貢献を目指して、政策や社会の要請に対応した課題解決・社会志向の人文・社会科学分野の研究を実施する。

また、東日本大震災の記録を残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内 外に発信するための学術調査の実施が求められている(復興構想7原則の1)。このため、人文・社会科学分野を 中心とする歴史の検証に耐え得る学術調査を実施する。

得られた成果に関する評価

① 人文・社会科学振興プロジェクト研究事業

当該事業は平成15年度〜平成20年度に実施した事業で、平成15年度(〜平成19年度)と平成16年度(〜平成20年度)の2回、新規のプロジェクト研究を開始した。第2期中期目標期間の初年度が本事業の最終年度となるが、現代社会の問題に即した研究を実施し、学際的なプロジェクト研究の推進を図るとともに、シンポジウム等を通じた社会への発信を行った。

- ② 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業
- ・異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業

研究テーマ(領域)については、有識者の意見を聞いて設定する「課題設定型研究領域」と、研究者からの提案に基づいて設定する「公募型研究領域」で構成することにより、多様な可能性を含んだ「異分野融合型共同研究」を推進した。また、研究開始3年目の平成23年度に評価を行い、必要に応じて2年以内で研究期間を延長するなどの措置を講じた。事業実施要項、審査基準等を定め、振興会のホームページで公表している。このほか、複数年契約による研究委託により、研究費の年度間繰越を認めるなど弾力的な運用を図っている。

・政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進

「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」及び「国際共同研究に基づく日本研究推進事業」について、事業委員会を設けて審査・評価等を行った。事業実施要項、審査基準等を定め、振興会のホームページで公表し、評価結果は、各研究代表者に通知するとともに振興会のホームページで公表している(平成25年4月)。

なお、当該事業は平成23年度までは「7 国の助成事業に関する審査・評価の実施」に係るものとして審査・ 評価を行い、本事業の最終年度に当たる平成24年度は、業務運営を一層効果的・効率的に行う観点から「異分野 融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」と同様に、本会から研究代表者の所属する研究 機関への委託により研究を実施した。

③ 東日本大震災学術調査

平成24年度新規事業である当該事業については、平成24年3月に自然科学系の研究者を含む多様な分野の研究者で構成する東日本大震災学術調査委員会を開催し、調査項目について審議・8つの調査項目を決定。この前年度末の準備により、平成24年4月から8つの調査研究班による調査を開始した。また、総合調整班(アドバイザー会議)を開催して総合調整班が取り組む課題等について検討するとともに、各調査研究班の進捗状況を把握・管理している。

4. 決算額 (支出額) 【セグメント区分: その他の事業 (学術の応用に関する研究の実施)】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
100, 581	65, 485	60, 686	59, 974	•••	(単

(単位:千円)

5. 自己点検評価

① 人文・社会科学振興プロジェクト研究事業(平成15年度~平成20年度) 当該事業により現代社会の問題に即した学際的なプロジェクト研究を推進し、その結果、 個々のプロジェクト研究による社会提言がなされ、また、若手研究者のプロジェクトリーダー としての自発的な活動機会が提供できた。さらにシンポジウムの開催を通じて社会に向けて成 果を発信しており、"人文・社会科学を中心とした各分野の研究者が協働して、学際的・学融 合的に取り組む「課題設定型プロジェクト研究」を推進するとともに、その成果を社会への提 言として発信する"という目的は達成されている。

② 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業

「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」は、中期目標期間最終年度である平成24年度からの事業であり、平成23年度からの継続性を確保しつつ事業を実施した。

「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」(平成21年度~平成25年度事業)にあっては、「課題設定型研究領域」と「公募型研究領域」により研究を実施することで多様な共同研究を実施している。個々の研究テーマ(領域)についても、分野バランスに配慮した適切な審査委員による公平・公正な審査・評価を行い、必要に応じて改善すべき点等を示すとともに、研究期間の延長を認めるなど、適切かつ効果的な事業推進を図っており、既存の学問・研究分野にとらわれず、異なる分野の知見や方法論を取り入れた人文・社会科学における「異分野融合型共同研究」を推進している。これに加えて、社会への情報提供、事業の透明性の確保に努めており、研究費の年度間繰越による無駄の排除及び効率的かつ効果的な執行を可能にした。

「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進」(平成20年度~平成24年度)にあっては、平成23年度までは「7 国の助成事業に関する審査・評価の実施」に係るものとして、分野バランスに配慮した適切な審査委員による公平・公正な審査・評価を行い、必要に応じて改善すべき点等を示すなど適切に業務を行った。また、最終年度に当たる平成24年度は、振興会から大学等研究機関への委託事業として適切に業務を行った。これに加えて、社会への情報提供、事業の透明性の確保に努めており、"政策や社会の要請に対応した課題解決・社会志向の人文・社会科学分野の研究を実施し、研究成果の社会への発信と活用を図る。"という目的は達成されている。

Α

評定

③ 東日本大震災学術調査(平成24年度~平成26年度)

東日本大震災学術調査委員会は多様な研究分野の研究者で構成し、あらかじめ調査事項について検討、全調査研究班一体的な調査研究体制を構築して調査研究を開始、また、アドバイザー会議の意見を聞くなど効果的な事業運営に努めており、適切に事業を開始している。

中期計画に掲る上記3つの事業展開を通じて、「様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会問題の解決につながるような学術研究を行う。」という今期の中期目標は達成されている。

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	S	А	А	А

7. 中期計画の達成状況

- ① 人文・社会科学振興プロジェクト研究事業(平成15年度~平成20年度) 平成14年6月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会の報告を受け、事業を実施し、公開シンポジウム を開催。また平成18年12月の「『独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向 性について』における指摘事項を踏まえた見直し案」での指摘を受け、平成20年度をもって事業を終了してお り、中期計画を確実に実施した。
- ② 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業 平成21年1月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会の報告を受け、「異分野融合による方法的革新を 目指した人文・社会科学研究推進事業」を開始し、また「政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推 進」の審査・評価業務等を実施しており、中期計画を確実に実施している。(「異分野融合による方法的革新を 目指した人文・社会科学研究推進事業」は次期に継続。)
- ③ 東日本大震災学術調査(平成24年度~平成26年度) 東日本大震災学術調査委員会を設けるとともに、8つの調査研究班による調査研究を開始しており、中期計画 を確実に実施している。(当該事業は次期に継続。)

8. 外部評価

評定
Α

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
Α	S	А	А	А

5 学術の応用に関する研究の実施

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20	0年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
Δ	A	S	Α	А	_

(1) 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	_	_	_	Α

(2) 東日本大震災学術調査

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	_	_	_	А

事業・業務の名称:第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する

目標を達成するためとるべき措置 6 学術の社会的連携・協力の推進

掲載箇所 中期計画 11頁 事業報告書 76頁

1. 中期計画

6 学術の社会的連携・協力の推進

学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される分野や、その推進の方法・体制等について検討する総合研究連絡会議を開催する。大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての産学協力研究委員会等の設定、連携・協力支援のための事業を実施する。

国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。

2. 意義·必要性

学術の中核的機関である振興会は、学術の社会的連携・協力の推進方策として、学術研究に寄せられている学界及び産業界の多用な社会的要請を踏まえて学界と産業界との協力による研究を促進するため、本事業を推進する必要がある。

3. 得られた成果に関する評価

「産学協力総合研究連絡会議」において、「産学協力研究委員会」の新設・設置継続の審査を経て委員会の新設・廃止を行うとともに、将来の発展が期待される重要な分野に係る「研究開発専門委員会」を新たに設けるなど学界と産業界の第一線の研究者等による自由でインフォーマルな研究発表、情報交換を行う産学協力の場を提供した。このほか、産学協力研究員会活動の活性化に努めている。

約60の「産学協力研究委員会」においては、産業界・学界のそれぞれの要請や研究動向に関する情報交換等を 踏まえた運営、研究会等の開催の他、成果の刊行、シンポジウムの開催など情報発信を図っている。

4. 決算額 (支出額) 【セグメント区分: その他の事業 (学術の社会的連携・協力の推進)】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
280, 150	282, 860	297, 180	260, 186	•••	(単位:千円)

5. 自己点検評価

	評定
「産学協力総合研究連絡会議」において、「産学協力研究委員会」や「研究開発専門員会」	
の設置(又は設置継続)等により事業の活性化を図るとともに、学術の社会的連携・協力の推	
進を図った。また、「産学協力研究委員会」活動について振興会のホームページで情報を公開	
するとともに、出版物の刊行やシンポジウムを開催するなど成果を発信している。なお、5年ご	
とに行う設置継続審査について、平成22年度以降は、すべての委員会に対象範囲を拡大する、	
「産学協力総合研究連絡会議」について産業界と学界のバランス等を考慮した委員構成に見直	Α
すなど、運営の改善も実施している。	
このように、「大学等の研究者と産業界の研究者がそれぞれの発意に基づいた相互のイン	
ターフェース機能の充実を図るため、の情報交換など研究交流を促進する」という今期の中期	
目標は達成されている。	

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	А

7. 中期計画の達成状況

「産学協力総合研究連絡会議」の開催・運営、「産学協力研究委員会」及び「研究開発専門委員会」の設置を通じた情報交換の場の提供、シンポジウムの開催等を行っており、中期計画を確実に実施した。

8. 外部評価

評定
Α

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	А

6 学術の社会的連携・協力の推進

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	А

事業・業務の名称:第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置

7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

掲載箇所 中期計画 11頁 事業報告書 86頁

1. 中期計画

7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

国の助成事業の審査・評価については、国の定めた制度・方針に従って、審査・評価における公正さ、透明性、 信頼性、継続性を確保しつつ、実効性のある評価を実施する。

① 21世紀COEプログラム

国の助成事業である「21世紀COEプログラム(研究拠点形成費等補助金(研究拠点形成費))」について、世界最高水準の研究教育拠点を学問分野毎に形成するとともに、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的とし、①当該拠点の研究教育活動の実績、及び②大学の将来構想及び当該拠点を形成するための構想・計画を評価する。

各プログラムについては期間終了後に事後評価を実施する。

なお、本事業に係る業務は、平成21年度に終了する。

② グローバルCOEプログラム

国の助成事業である「グローバルCOEプログラム(研究拠点形成費等補助金(研究拠点形成費))」について、我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、国際的に卓越した研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的として、教育研究拠点を形成するための構想・計画等を審査・評価する。また、採択されたプログラムについては2年経過後に中間評価を実施するとともに、期間終了後に事後評価を実施する。

③ 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ

国の助成事業である「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ(研究拠点形成費等補助金(若手研究者養成費))」について、創造性豊かな優れた若手研究者の養成に関連する構想・計画の評価を行う。 また、採択されたプログラムについては期間終了後に事後評価を実施する。 なお、本事業に係る業務は、平成20年度に終了する。

④ 組織的な大学院教育改革推進プログラム

国の助成事業である「組織的な大学院教育改革推進プログラム(研究拠点形成費等補助金(若手研究者養成費))」について、社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を養成するための大学院における国際的水準のコースワークの充実等の優れた組織的・体系的な教育の取組に関連する構想・計画の審査・評価を行う。また、採択されたプログラムについては期間終了後に事後評価を実施する。

⑤ 質の高い大学教育推進プログラム

国の助成事業である「質の高い大学教育推進プログラム(大学改革推進等補助金(大学改革推進事業))」について、大学教育改革を一層推進し、知識基盤社会を担う優れた人材を養成するための大学等における教育の質向上に向けた優れた取組に関連する構想・計画を審査する。

また、採択された取組については期間終了後に状況調査等を実施する。

なお、本事業に係る業務は、平成23年度に終了する。

⑥ 大学教育推進プログラム

国の助成事業である「大学教育推進プログラム(大学改革推進等補助金(大学改革推進事業))」について、社会の発展を支える優れた資質能力を備えた人材を養成するため、学士力の確保や教育力向上のための各大学等の実践を促し、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組に関連する構想・計画を審査する。 また、採択された取組については期間終了後に状況調査等を実施する。

⑦ 世界トップレベル研究拠点プログラム

国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム(国際研究拠点形成促進事業費補助金)」について、高いレベルの研究者を中核とした研究拠点構想を集中的に支援し、世界中の第一線の研究者が、是非そこで研究をしたいとして集まってくるような、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目的として、国際的視点から、その審査業務・評価業務・管理業務を行う。その際、プログラムを担当するPD・POを配置し、専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理する。

⑧ 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進

国の委託事業である政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業(科学技術試験研究委託事業)について、政策や社会の要請に応じた人文・社会科学分野のプロジェクト研究を大学等の研究ポテンシャルを積極的に活用して実施し、研究成果を社会へと発信することを目的として、この事業の実施に必要な審査業務・評価業務・プロジェクト管理業務等を行う。

なお、本事業は、平成24年度から「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」として実施する。

⑨ 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業

国の助成事業である「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(国際化拠点整備事業費補助金)」について、国際化の拠点としての総合的な体制整備を図るとともに、産業界との連携、拠点大学間のネットワーク化を通じて、資源や成果の共有化を図り、我が国の大学の国際化を推進する取組に関連する構想・計画の審査・評価を行う。

また、採択されたプログラムについては2年経過後に中間評価を実施するとともに、期間終了後に事後評価を実施する。

⑩ 博士課程教育リーディングプログラム

国の助成事業である「博士課程教育リーディングプログラム(大学改革推進等補助金)」について、広く産学官 にわたって活躍できる、成長分野等で世界を牽引するリーダーとなる能力を備えた人材を養成する大学院教育の 構想・計画を審査・評価する。

また、採択されたプログラムについては、3年経過後に中間評価、期間最終年度に事後評価を実施する。

① 大学の世界展開力強化事業

国の助成事業である「大学の世界展開力強化事業(国際化拠点整備事業費補助金)」について、「キャンパス・アジア」構想の牽引役となる交流拠点の形成や米国等の大学との協働教育プログラムの開発等の構想・計画等を 審査・評価する。

また、採択されたプログラムについては2年経過後に中間評価を実施するとともに、期間終了後に事後評価を実 施する。

2. 意義·必要性

国の助成事業の審査・評価について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価における公正性、透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、実効性のある評価を第3者機関として実施。

3. 得られた成果に関する評価

- (1) 21世紀COEプログラムについては、合計159件について事後評価を行い、評価結果を各拠点にフィードバックすることにより、補助事業終了後の研究教育活動の持続的展開と水準の向上に資することができた。また、活動の成果を社会に公表することにより、国際競争力ある個性輝く大学づぐりの推進に資することができた。
- (2)グローバルCOEプログラムについては、21世紀COEプログラムの審査・評価の経験を生かし、優れた拠点形成計画を選定する(平成22年度申請315件中68件、平成21年度申請145件中9件)とともに、中間評価においては合計140件について拠点形成の目的が十分達成されるよう適切な助言を行い、補助金の適正配分に資することができた。さらに、事後評価においては、合計63件についてその結果を各拠点に示し、各拠点の補助事業終了後の教育研究活動の持続的展開及びその水準の向上とさらなる発展に資することができた。あわせて、活動の成果等を広く社会に公表することにより、国際競争力のある大学づくりの推進に資することができた。

卓越した大学院拠点形成支援補助金については、文部科学省が選定した78専攻等について、文部科学省の事業 実施要領で示された審査方針を踏まえた審査を行うことができた。また、得られた成果である審査結果は、文部 科学省による補助金の交付額の算出に活用されており、所期の目的を達成できた。

- (3) 「魅力ある大学院教育」イニシアティブについては、合計46件について事後評価を行い、その結果を各大学にフィードバックし、今後の自主的・恒常的展開に寄与するとともに、その活動の成果を広く社会に公表し、 我が国の大学院教育の実質化の推進に資することができた。
- (4)組織的な大学院教育改革推進プログラムについては、合計221件について事後評価を行い、その結果を各大学にフィードバックし、今後の自主的・恒常的展開に寄与するとともに、その活動の成果を広く社会に公表し、我が国の大学院教育の実質化の推進に資することができた。

- (5)質の高い大学教育推進プログラムについては、大学(学部)・短期大学・高等専門学校を対象とした国の助成事業としては初めての状況調査を合計148件について行い、その結果を各大学等にフィードバックし、今後の自主的・恒常的展開に寄与するとともに、取組の実施事例や改善が望まれる事例等を紹介するなど、状況調査報告書の内容を充実して、その活動の結果を広く社会に公表し、我が国の高等教育の質の向上に資することができた。
- (6)大学教育推進プログラムについては、平成23年度に実施した「質の高い大学教育推進プログラム」の状況 調査の経験を踏まえた状況調査を合計96件について行い、その結果を各大学等にフィードバックして今後の自主 的・恒常的展開に寄与するとともに、その活動の結果を広く社会に公表し、我が国の高等教育の質の向上に資す ることができた。
- (7)世界トップレベル研究拠点プログラムについては、プログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサーによる適切な指導・助言を行うとともに、海外の研究者を含むプログラム委員会において適切なフォローアップ・中間評価を実施した。フォローアップは、毎年、合計6件について、プログラム委員会からの意見や評価結果を踏まえ、その後の進捗状況を確認するなど適切に実施している。また、新規公募においては、利害関係に配慮しつつ公正かつ適切な審査を行い、採択した(平成22年度申請9件中1件、平成24年度申請15件中3件)。これらフォローアップの結果や審査結果はホームページで公開している。アウトリーチ活動については、平成22年度にアウトリーチ担当者会議を設置し、平成24年度末までに9回の会議を開催したほか、6拠点合同のシンポジウム(平成23、24年度)を開催するなど、アウトリーチ活動も適切に実施している。
- (8)政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進については、 「5 学術の応用に関する研究の 実施 ② 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」を参照。
- (9)大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業については、各種事業の審査・評価の経験を生かし、我が国を代表する国際化拠点となる大学を選定することができた(平成21年度申請22件中13件)。また、中間評価において、全採択拠点の実地調査(13件)を行うなど当該拠点の現状等を十分把握して評価を実施し、拠点整備の目的が十分達成されるよう適切な助言を行った。また、フォローアップとして公開でシンポジウムを開催することなどの取組もあわせて、国内大学の国際化の推進に大いに資することができた。
- (10)博士課程教育リーディングプログラムについては、各種事業の審査・評価の経験を生かし、適切な審査体制を整備し、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する優れた取組を選定することができた(平成23年度申請101件中20件、平成24年度申請124件中24件)。また、採択後のプログラムについて、フォローアップ(実地調査20件)を行い、プログラムの進捗状況を適切に把握・確認するとともに、今後の計画についての指導・助言を行うことなども実施し、事業目的の着実な達成に大いに資することができた。
- (11)大学の世界展開力強化事業については、これまでの国際化拠点整備事業で得た経験を生かした効率性の高い審査を行い、我が国の大学の世界展開力を強化しグローバルな社会で活躍できる人材の育成に資する、より優れた取組を選定することができた(平成23年度申請183件中25件、平成24年度申請71件中14件)。また、採択大学に対して情報交換会を実施して情報共有を図ることなどの取組もあわせて、本事業の推進に大いに資することができた。

グローバル人材育成推進事業については、国の新たな助成事業を着実に実施するため、これまでの大学の世界展開力強化事業等で得た経験を生かした効率性の高い審査を行い、大学教育のグローバル化を推進する優れた取組を選定することができた(平成24年度申請152件中42件)。また、採択大学に対して情報交換会を実施して情報共有を図り、採択大学間の連携体制を構築することなどの取組もあわせて、本事業の推進に大いに資することができた。

4. 決算額 (支出額) 【セグメント区分:審査・評価】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
521, 273	420, 954	278, 127	305, 199	•••

(単位:千円)

5. 自己点検評価

評定 各種事業の公募・審査においては、各事業ごとの目的を達成できるよう、適切に審査要項等 を定めるとともに、バランスに配慮した審査委員を選考し、公平・公正な審査を行うことがで きた。 また、審査をできる限り効率的に行うために、電子審査システムの構築や、ヒアリング審査 においてはパソコンに直接入力する電子審査・集計システムの導入等を行い、効率的な審査業 務ができた。 中間評価・事後評価においては、中立・公正な評価に努めたほか、改善すべき点や今後の適 切な方向性を示すことにより、各事業のさらなる充実に寄与することができた。また、一部の 部会をメール審議等により実施することで、審査の効率化を行った。 S 各事業における審査結果の公表等の情報については、振興会のホームページやパンフレット 等を通じて積極的に社会へ情報提供を行い、今後の研究・教育体制の構築に活用された。 なお、採択大学の状況調査や情報交換会、取組事例の紹介という取組やフォローアップを通 じて事業の改善・充実に努めており、また、アウトリーチ活動の強化に積極的に取り組んでい ることは特筆できると考えている。 以上のように、各事業の目的に即して適切な審査・評価を実施することができただけでな く、各事業の成果をより高めることに大いに寄与できたと評価している。

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

7. 中期計画の達成状況

中期計画に定められている各事業の業務を適切かつ十分に達成した。

8. 外部評価

о. 71 при IIII	評定
	可足
	S

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(1) 21世紀COEプログラム

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	Α	Α	_	_

(2) グローバルCOEプログラム

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	8	Α	А

(3) 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	_	_	_	_

(4) 組織的な大学院教育改革推進プログラム (平成20年度は、「大学院教育改革支援プログラム」)

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	Α	Α

(5) 質の高い大学教育推進プログラム

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	Α	А	S	-

(6) 大学教育推進プログラム

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	S	S	А	А

(7) 世界トップレベル研究拠点プログラム

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	S	S	S	S

(8) 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	S	Α	_

(9) 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 (国際化拠点整備事業 (グローバル30))

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	S	А	S	S

(10) 博士課程教育リーディングプログラム

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	-	1	S	S

(11) 大学の世界展開力強化事業

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	_	_	S	S

事業・業務の名称:第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する

目標を達成するためとるべき措置

8 調査・研究の実施

掲載箇所 中期計画 13頁 事業報告書 105頁

1. 中期計画

8 調査・研究の実施

学術システム研究センターの研究員を中心に、諸外国における学術振興施策の状況、国内外の学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。諸外国の学術振興施策については、欧米主要国等における学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターとの連携などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。

し、情報の収集、分析を継続的に行う。 学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出 席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。特に、学術シス テム研究センターの研究員全員に専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結 果をとりまとめ、事業に活かす。また、最新の学術動向等の調査研究の成果を踏まえつつ、国際的な競争のも と、我が国が今後先導していくべき研究を発掘し、事業の企画・立案に反映させる。これらの成果については、 必要に応じ報告書等にとりまとめホームページ等において公表する。

2. 意義·必要性

学術システム研究センターでは、人文・社会科学及び自然科学に至る全ての学問領域に対応する学術システム研究センター研究員(任期3年)が、研究動向等の調査・研究を実施し、その成果に基づき、研究者自らが振興会の各種事業に対し、提案・助言等を行うこととしている。本調査・研究は、今後の振興会の事業展開を図る上で必要不可欠である。

3. 得られた成果に関する評価

学術システム研究センターでは、研究員が所属する研究機関との委託研究契約による研究活動を通じ、研究員自身の専門領域のみならず、全般的な学術の振興を見据え、国内外の振興方策や研究動向についての調査・分析を行い、現状の課題や今後の方向性を明らかにし、事業展開に反映させた。

特に、科研費及び特別研究員などの諸事業における審査委員等の選考は、学術システム研究センターの研究員が、前年度の審査結果を検証した上で実施したが、その際、研究員の調査・研究成果を生かすことにより、公正かつ適切に行うことができた。

また、研究員の所属機関と委託研究の契約を締結することにより、研究費の経理管理を適切に行っている。なお、報告書の内容には未発表の研究情報や個人情報が含まれていることもあり、公開に対しては個別に慎重

な検討が必要であるが、平成22年度の委託研究契約分より、各報告書の概要を公開している。 海外での調査にあたっては、必要に応じ海外研究連絡センターの協力を得て実施している。

海外研究連絡センターでは、海外における現地拠点として、諸外国における学術動向に関する情報収集を任務としており、関係各課や文部科学省からの依頼により、欧米を中心とした海外研究連絡センターにおいて、当該国及び周辺諸国の学術交流機関や大学の訪問調査等を行った。

4. 決算額(支出額)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
_	_	_	_	_	

(単位:千円)

5. 自己点検評価

		評定
学術システム研究センターでは、研究員自身の専門領域のみならず、全般的な学術の振興:見据え、国内外の振興方策や研究動向についての調査・分析を行い、現状の課題や今後の方に性を明らかにし、事業展開に反映させているが、個々の研究員の発意に基づく調査・研究を行うことにより、全ての学問領域にわたって機動的・効率的に研究活動を実施できた。また、海外研究連絡センターでは、海外における現地拠点として、諸外国における学術動に関する情報収集を任務としており、文部科学省などからの依頼により、欧米を中心とした対研究連絡センターにおいて、当該国及び周辺諸国の学術交流機関や大学の訪問調査等を行た。	一句 一	Α

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	Α	Α	А	Α

7. 中期計画の達成状況

研究員の所属機関との委託研究契約に基づき、各研究員へ調査・研究を依頼し、その結果について報告書の提出を受けた。これらの報告書は、学術システム研究センターの構成員や振興会職員で共有し、ピア・レビューのあり方の検討や各種事業の実施や企画・立案に活用している。また、調査・研究による成果は、ホームページにおいて公開するなど成果の普及・活用にも努めており、学術システム研究センターを活用した調査・研究を適切に実施できた。

8. 外部評価

O. 71 LIPE IM	
	評定
	Α

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	А

8 調査・研究の実施

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	Α	А

事業・業務の名称:第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する

目標を達成するためとるべき措置

9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用

掲載箇所 中期計画 13頁 事業報告書 121頁

1. 中期計画

- 9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用
- (1) 広報と情報発信の強化

振興会の活動内容や調査研究の成果を、より広く内外の研究者、関係機関や国民に理解してもらうため、魅力あ る広報誌等出版物やホームページの内容充実に努めるなど、効果的な情報提供が実施できるよう、広報体制を整 備し、その充実を図る。

(2) 成果の普及・活用

- ① 学術システム研究センターの調査・研究の成果、各事業において支援対象者から提出された実績報告書等に ついては、知的所有権等に配慮した上で、事業の企画立案等に活用するとともに、ホームページへの掲載や出版 等により、研究者をはじめ社会に積極的に提供し、広く普及させる。
- ② 学術研究の推進により生じた卓越した研究成果を広く一般に公開することにより、学術研究の成果・普及及びその重要性についての理解促進に努めるため、「卓越研究成果公開事業」を実施する。

2. 意義·必要性

第3期科学技術基本計画にも謳われているとおり、科学技術・学術は、国民の理解と支持を得てはじめてその発展が可能といっても過言ではなく、国民と社会にその成果を還元することが求められている。研究成果の情報発信、成果の普及活動により、国民が、科学に対する夢と感動を実感できるだけでなく、学術振興の重要性について、その理解を深化させることが可能となる。振興会の活動内容や調査研究の成果を各種媒体を活用して、広く広報・普及することは、研究者のみならず、国民の理解・意識の醸成に向けて大変重要である。

3. 得られた成果に関する評価

- (1)事業の実施状況や学術研究に関わる情報について、ホームページへの掲載を積極的に進めるとともに、事業内容を紹介するパンフレット、ニューズレターやポスターを作成・配布し、広く情報発信を行った。また、利用者のアクセシビリティを考慮した、見やすく分かりやすいページデザインとするため、振興会アクセシビリティガイドライン等に基づき、ホームページの再デザインを行った。平成20年度から開始しているメールマガジンの配信については、その有効性を研究者、研究機関を中心に広く周知し、平成24年度末には15,500名以上の登録者となった。
- (2)学術システム研究センターにおいて学術振興方策及び学術研究動向に関する調査・研究を実施するにあたり、学術研究動向調査等研究を行う研究員氏名と所属先は、名簿としてホームページに公表している。また、調査・研究による成果は、平成22年度の委託研究契約分より、ホームページにおいて「調査研究実績報告書」の概要を公開するなど成果の普及・活用に努めている。

4. 決算額(支出額)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	_			

(単位:千円)

5. 自己点検評価

の情報発信は、研究者或いは大学等研究機関が中心となっているが、必要十分な情報量が発信できた。 一方で、国民に対する研究成果発信、理解増進活動については充実させる余地があることか A ら、広報体制を強化した上で、各種広報媒体の配布先の拡大やソーシャルメディア等の活用により、学術研究・学術政策に関する積極的な情報発信を図ることが課題である。

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	А

7. 中期計画の達成状況

情報発信力の強化、理解増進活動については、国民・社会への還元という点からも、年々充実させる必要があ り、情報発信力の強化とともに、その体制の強化が不可欠である。 学術システム研究センターでの調査・研究の成果の普及については、ホームページを活用して広く一般に公開

している。引き続き、調査研究を進めることにより、その普及・活用に努めた。 情報発信力強化のための体制強化については、喫緊に解決することは難しいが、年度計画に定められた情報発 信、成果普及活動は十分に実施できており、中期計画を達成することができた。

8. 外部評価

評定
^
A

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	А

(1) 広報と情報発信の強化

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	Α	А

(2) 成果の普及・活用

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	Α	А

事業・業務の名称:第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置

10 前各号に附帯する業務

掲載箇所

中期計画

14頁 事業報告書

135頁

1. 中期計画

10 前各号に附帯する業務

学術研究の推進に資する事業として以下のとおり前各号に附帯する業務を毎年度着実に実施する。

- ① 国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞にかかる 事務を担当する。
- ② 野口英世博士記念アフリカの医学研究・医療活動分野における卓越した業績に対する賞(野口英世アフリカ賞)に係る医学研究分野の審査業務を担当する。
- ③ 学術関係国際会議の開催のため、免税措置を受けられない主催者に代わり、特定公益増進法人としての募金の事務を行う。
- ④ 寄付金を受入れ、寄付者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄付金事業、及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。

2. 意義•必要性

国際生物学賞は昭和天皇の御在位60年と長年の生物学の御研究を記念するとともに、生物学の奨励を図るため、生物学の研究において世界的に優れた業績を挙げ、世界の学術の進歩に大きな貢献をした研究者を顕彰したいという研究者の要望に基づいて創設されたものである。

「野口英世アフリカ賞」は、平成17年5月、小泉元総理のガーナ訪問を契機に提言、同年7月に日本政府の閣議決定を経て創設されたものである。振興会は、第1回野口英世アフリカ賞(平成19年度)に続いて、第2回目も内閣府より、野口英世アフリカ賞のうち医学研究分野に係る受賞候補者選考のため、医学研究分野推薦委員会の運営に係る業務を請負った。学術の国際会議開催にかかる募金事務は、学術の国際交流に貢献する国際会議事務について間接的に支援を行うものであり、振興会事業の目的にかなっている上、振興会が特定公益増進法人であることを有効に生かすものである。学術研究を取り巻く財政状況の厳しさから、その重要な成果発表の機会である学術国際会議についても、寄付金にある程度依存せざるを得ない状況があり、税制上の優遇措置を受けるという間接的支援であるが、学術関係者のニーズに適切に応えうるものである。

個別寄付金及び学術振興特別基金については、特定公益増進法人に対する寄付金として、寄付者が個人の場合は、「寄付金控除」の適用を受けることにより、また、法人の場合、「寄付金損金算入」の特例が適用されることにより免税措置が取られる。このことにより、寄付者において財政面でのメリットがある。また、振興会の寄付金事業は、学術の振興を願う 篤志家等の資金をその意志に基づき様々な事業形態により実施するという重要な役割を担っている。

3. 得られた成果に関する評価

(1)国際生物学賞にかかる事務

国際生物学賞においては、外国人研究者を含めた審査委員会を毎年度4回開催し、毎回1名の受賞者を決定した。第24回から第28回の国際生物学賞は、毎年11月下旬から12月上旬に日本学士院で、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ(第27回授賞式は、天皇陛下の御名代として皇太子殿下が御臨席)、授賞式を挙行した。

さらに、平成21年度には本賞が25回目を迎えたため、2008年ノーベル化学賞受賞者の下村脩博士と第24回国際生物学 賞受賞者の

ジョージ・デイビッド・ティルマン博士を講演者として招待し、国際生物学賞25周年記念講演会を開催した。本講演会では、 秋篠宮殿下のお言葉も賜った。

また、国際生物学賞基金の募集趣意書を作成し、理事長及び理事により、積極的に企業や公益財団法人を訪問するなど募金活動を実施し、寄付金の拡大に務めた。その結果、第2期中期目標期間中、30,926千円(のべ53件)の寄付を集めた。

(2)野口英世アフリカ賞の審査業務に係る事務

野口英世アフリカ賞については、学術研究に高い識見を有し、研究評価に経験豊富で、かつアフリカでの感染症等の疾病対策に造詣の深い研究者24名(日本人研究者19名及び外国人研究者5名)に委員に就任いただき、医学研究分野推薦委員会を設置した。また、推薦依頼も、なるべく多くの推薦をいただくべく、国内外の個人・研究機関等2,227件に対して推薦依頼を行ったところ、世界29か国より総数84件(実数65件)の推薦があった。これらについて推薦委員会にて選考した結果、最終的に受賞候補者3名が選考された。この結果を報告書として取りまとめ、推薦委員会主査より平成25年3月8日開催の「野口英世アフリカ賞」委員会第2回会合にて報告された。

(3)学術関係国際会議開催にかかる募金事務

学術関係国際会議開催にかかる募金事務では、振興会を通じて募金を行うことで、税制上の優遇措置をうけることにより、主催者が募金活動を行いやすくなっており、また振興会の広報にも役立っている。

(4) 個別寄付金及び学術振興特別基金の事業

寄付金事業の形態は、学術会合の開催、研究助成、国際交流等多様であるが、それぞれ寄付者の意向に沿った事業が 適切に実施されている。

4. 決算額(支出額)

【セグメント区分:法人共通、その他の事業(前各号に附帯する業務)】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
50, 892	51, 549	54, 995	56, 732	••, •••	(単化

(単位:千円)

5. 自己点検評価

国際生物学賞は、世界的に優れた業績を挙げ、世界の学術の進歩に大きな貢献をした研究者を授賞者として選考し、授賞式には天皇皇后両陛下の御臨席をいただいた。このような活動を通じ、国際生物学賞が国際的に著名な賞であることを国内外にアピールできた。また、募金活動や基金の運用の工夫により、自己収入の増を図った。

野口英世アフリカ賞については、学術研究に高い識見を有し、研究評価に経験豊富で、かつアフリカでの感染症等の疾病対策に造詣の深い国内外の研究者による医学研究分野推薦委員会を設置した。世界29か国より総数84件(実数65件)の推薦を受け付け、選考の結果、最終的に受賞候補者3名が選考された。この結果を報告書として取りまとめ、推薦委員会主査より「野口英世アフリカ賞」委員会第2回会合にて報告され、契約内容を完全に履行することができた。

寄付者の意向に沿った寄付事業を実施するため、当該寄付事業の趣旨や目的を、趣意書、募集要項等に明記し、寄付者の意向に基づいた審査及び評価を行った。引き続き、寄付者と支援を受ける者が共通の理解のもと、研究等が推進されるよう、当該寄付事業の実施を図る。

また、基金の取り崩しが行われている事業については、寄付者との間で十分な理解を得ながら業務を進めるため、今後も積極的に広報を行い、寄付の増額を目指して事業の活性化を図ることが課題である。

Α

評定

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	Α	А	А	А

7. 中期計画の達成状況

第2期中期目標期間中、第24回から第28回国際生物学賞の受賞者を決定し、毎年11月下旬から12月上旬に日本学士院で、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ(第27回授賞式は、天皇陛下の御名代として皇太子殿下が御臨席)、授賞式を挙行した。

野口英世アフリカ賞については、内閣府との契約を完全に履行し、「野口英世アフリカ賞医学研究分野推薦委員会」の運営業務を完了した。

また、国際生物学賞基金の募集趣意書を作成し、理事長及び理事により、積極的に企業や公益財団法人を訪問するなど募金活動を実施し、寄付金の拡大に務めた。その結果、30,926千円(のべ53件)の寄付を集めた。

各寄付金事業については、個人や企業からの広く寄付金を受け入れ、特定公益増進法人としての募金事務を実施したほか、特定分野の助成を行う個別寄付金事業を実施した。

8. 外部評価

評定
Α

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A	А	А	A	А

(1) 国際生物学賞にかかる事務

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
Α	S	Α	Α	А

(2) 野口英世アフリカ賞の審査業務に係る事務

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	_	_	Α	S

(3) 学術関係国際会議開催にかかる募金事務

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	Α	Α

(4) 個別寄付金及び学術振興特別基金の事業

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	Α	А	А	А

事業・業務の名称:第一国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する

目標を達成するためとるべき措置

11 平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務

掲載箇所

中期計画

14頁 事業報告書

138頁

1. 中期計画

11 平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務

(1)先端研究助成業務

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究を集中的に推進するため、平成21年度補正予算(第 1号)により交付される補助金により、先端研究助成基金を設け、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興の ために必要な助成を行う。

その際、研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とするなど、研究計画等の進捗状況に即応して、機動的・弾力的な経費の支出を行う。

(2)研究者海外派遣業務

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成21 年度補正予算(第1号)により交付される補助金により、研究者海外派遣基金を設け、我が国の大学等研究機関の国際化 を図るとともに、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行うため、若手研究者を海外に派遣する。

① 優秀若手研究者海外派遣事業

我が国の大学等研究機関に所属する助教等常勤研究者及び日本学術振興会特別研究員を対象として、海外の優れた大 学等研究機関において研究を行い、海外の研究者と切磋琢磨する機会を提供するため、滞在費等を支援する。

② 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

海外の学術研究機関と協力関係を有する我が国の大学等研究機関が、将来研究者を志す大学生の研さん、大学院生等若手研究者の研究活動のための海外派遣を計画し、組織的に派遣することを支援する。

(3)先端学術研究人材養成事業

我が国が世界をリードし得る先端的研究拠点に、海外の著名研究者及び若手研究者を組織的に招へいする取組を支援するため、平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金により、先端学術研究人材養成事業を実施する。本交付金については、「経済危機対策」(平成21年4月10日)の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、海外の研究者の招へいを通じた我が国の経済成長の鍵を握る人材力を強化するために活用する。

(4) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

上記(1)の先端的な研究を一層加速・強化するために必要な助成を行う。

(5) 若手・女性等研究者への支援の強化

若手・女性等研究者が活躍しうる研究基盤・研究環境を充実・強化するために必要な助成を行うとともに、海外の大学等研究機関との共同研究等を推進し、若手研究者等の海外派遣を促進するための機会を提供する。

2. 意義·必要性

(1)先端研究助成業務及び(2)研究者海外派遣業務は、独立行政法人日本学術振興会法の改正(平成二十一年法律第六十号)に基づいて振興会に国からの補助金が交付され、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するための基金が設置されたことに伴い実施する事業である。いずれも国の要請に基づいて行う事業であり、高い意義と必要性を持つものである。

また、(3)先端学術研究人材養成事業については、海外の第一線で活躍する著名研究者と優れた若手研究者を我が国の先端的研究拠点に集中的に招へいすることにより、当該研究機関の研究開発能力を強化し、国際競争力のある研究人材を養成することに、高い意義があると言える。

(4)先端研究助成基金による研究の加速・強化及び(5)若手・女性等研究者への支援の強化は、国から交付された最先端研究開発戦略的強化費補助金を活用して実施するものである。(1)及び(2)と同様、国の要請に基づいて行う事業であり、いずれも必要性が高い。

3. 得られた成果に関する評価

(1) 先端研究助成業務

平成21年度補正予算(第1号)により交付された補助金により設けられた先端研究助成基金を、特別の勘定により区分経理するとともに、安全性、流動性及び収益性に配慮した運用を行った。また、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のために必要な助成として、先端研究助成基金を財源に「最先端研究開発支援プログラム」と「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に係る業務を行った。

①最先端研究開発支援プログラム

プログラムの初年度である平成21年度は、内閣府が公募・審査を行った「最先端研究開発支援プログラム」に採択された30件の研究課題実施機関に対する助成金の交付内定から助成金の交付までの作業を約2週間で迅速に実施した。また、交付条件において、交付を受けた助成金は返還することなく多年度にわたって使用できることや、年度途中における助成金の追加交付請求が行えることを定め、柔軟かつ機動的な助成金の使用を可能とした。また、内閣府からの委託により、「最先端研究開発支援プログラム推進のための調査研究」を実施して、総合科学技術会議が各研究課題に対する研究費総額の精査を効率的に実施することに貢献した。

平成22年度~24年度を通じて、交付決定を行った30件の研究課題に対し、補助事業者からの交付請求に基づいて速やかに助成金を交付した。半年毎の定期的な交付請求に加えて、研究の進捗に応じて補助事業者が助成金の追加交付請求を行った場合にも、補助事業者が希望する期日までに助成金の交付を完了させ、研究の円滑な推進に貢献した。

平成23、24年度には、延べ43の補助事業者(研究支援担当機関及び共同事業機関)に係る実施状況や助成金の執行状況を現地に赴き確認すると共に、必要な指導・助言等を行うことで、助成金の適切な執行管理に努めた。平成24年度には、全ての補助事業者(研究支援担当機関及び共同事業機関)を対象に「FIRSTプログラム説明会」を開催し、50機関、118名が参加した。これにより、不正使用防止のさらなる徹底と事業完了に向けた執行管理の充実に努めた。

②最先端・次世代研究開発支援プログラム

プログラムの初年度である平成22年度は、総合科学技術会議及び文部科学大臣による方針に基づき公募後、当初の予定どおり平成22年10月に審査を終え、総合科学技術会議が採択課題を決定した平成23年2月10日の同日に助成金の交付内定を行うことで、速やかな研究開始を可能にした。

平成23~24年度を通じて、研究の進捗等により補助事業者が必要に応じて行った助成金の追加交付請求に対し、当該補助事業者が希望する期日までに速やかに助成金の交付を完了させることで研究の円滑な推進に貢献するとともに、翌年度分の助成金交付請求に基づき、交付のための手続きを速やかに行った。

平成23、24年度には、延べ136の補助事業・66の研究機関に係る実施状況や助成金の執行状況を現地に赴き確認すると共に、必要な指導・助言等を行うことで、助成金の適切な執行管理に努めた。

平成24年度には、振興会に最先端・次世代研究開発支援プログラム進捗管理委員会を設置し、ヒアリングまたは現地調査による質疑応答、並びに研究現場の視察等を行うことを可能とする体制を構築した上で、実施状況報告書等の内容(補助事業者が行った研究開発の進捗状況)を確認し、各研究開発の目的の達成に資することができた。

(2) 研究者海外派遣業務

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成21年度補正予算(第1号)により交付された補助金により、研究者海外派遣基金を平成21年度に設け、我が国の大学等研究機関の国際化を図るとともに、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行うため、若手研究者を海外に派遣した。

①優秀若手研究者海外派遣事業

平成21年度に、我が国の大学等研究機関に所属する助教等常勤研究者及び日本学術振興会特別研究員を対象とした公募を行い、特別研究員等審査会において、審査方針に基づき、公正な書面審査等により選考を行った。各自の渡航計画に基づき、交付決定を行い滞在費等を適正に交付し、常勤研究者187名、特別研究員449名の計636名を平成21年度から平成23年度の間に派遣した。

②組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

我が国の大学等研究機関を対象とした公募を行い、日本学術振興会国際事業委員会において、審査方針に基づき、公正な書面審査等を行い採択事業を決定した。採択された96件の事業を行う大学等研究機関に対して、派遣計画に基づき交付決定を行い、平成21年度から平成24年度の間、滞在費等を適正に交付し、若手研究者の海外渡航を支援した。

(3) 先端学術研究人材養成事業

大学をはじめとする我が国の研究機関において海外の著名研究者及び若手研究者を組織的に招へいする取り組みを支援した。平成21年度に20課題を支援し、80名の著名研究者及び126名の若手研究者、計206名を招へいし、国際的に卓越した内外の研究者の指導・監督による若手研究者の育成に貢献した。

(4) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

「最先端研究開発戦略的強化費補助金」の一部を活用して、「最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業」と「最先端研究開発支援プログラム公開活動」の二事業を実施した。

①最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業

平成22年度には、最先端研究開発支援プログラムに採択された研究課題のうち26件の課題に対して、研究を加速・強化するために必要な研究開発経費を交付した。総合科学技術会議における採択課題の決定後、文部科学省からの通知を受け、同日付で交付内定を行い、速やかな補助事業着手を可能とした。

平成23年度には、前年度に交付を決定した研究課題のうち東日本大震災の影響等により年度繰越しが承認された研究課題(15課題)に対して、補助金の速やかな交付に努め、補助事業を円滑に継続させることに貢献した。また、補助事業を完了し、実績報告書の提出があった研究課題に対しては、平成24年度中に補助金の額の確定を行った。

②最先端研究開発支援プログラム公開活動

平成22年度〜24年度においては最先端研究開発支援プログラム全般及び同プログラムの中心研究者が実施する 研究内容を広く公開することを目的としたシンポジウム等延べ47件の課題に対して、補助金の交付を迅速に行 い、補助事業への速やかな着手を可能とした。

平成23年度には、前年度に交付を決定した研究課題のうち東日本大震災の影響等により年度繰越しが承認された研究課題(1課題)に対して、補助金の速やかな交付に努め、補助事業の円滑な継続に貢献した。また、補助事業を完了し、実績報告書の提出があった研究課題に対しては、事業完了の翌年度中に額の確定を行った。

(5) 若手・女性等研究者への支援の強化

最先端研究開発戦略的強化費補助金の一部を活用して、若手・女性等研究者への支援の強化のため、「最先端研究基盤事業」と「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」の二事業を実施した。

①最先端研究基盤事業

文部科学省において選定した事業を行うのべ79件の大学等研究機関に対し、事業に必要な経費を交付し、若手・女性等研究者が活躍し得る研究基盤・研究環境の充実・強化に貢献した。

②頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム

頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラムは、若手研究者が世界水準の研究に触れ、世界の様々な課題に挑戦するための機会を拡大するとともに、海外の大学等研究機関との研究ネットワークを強化するため、国際共同研究に携わる若手研究者の海外派遣を支援し、国際的な頭脳循環の活性化を通じた我が国の学術の振興を図ることを目的とし、平成22年度に実施された事業である。実施に際し、本会国際事業委員会において書面審査、面接審査を行い、申請のあった212件の中から68件の事業の採択を決定し、事業を行う大学等研究機関に対し、滞在費等を交付し、国際共同研究に携わる若手研究者の海外派遣を促進するための機会を提供した。この内の12事業については、東日本大震災のため事業が完了しなかったため、助成金の平成23年度への繰越を認めた。なお、この12事業を含む全68事業は、平成23年度から「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」の事業として、平成24年度まで引き続き支援された。(「第1-3研究者の養成」参照)

4. 決算額(支出額)

· // // // // //	<u> </u>			
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	18, 678, 664	57, 455, 433	60, 551, 718	•••

(単位:千円)

5. 自己点検評価

(1) 先端研究助成業務

①最先端研究開発支援プログラム

平成21年度は、内閣府が公募・審査を行った「最先端研究開発支援プログラム」に採択された30件の研究課題実施機関に対する助成金の交付内定から実際の交付までを約2週間の短期間で実施した。これは、助成金の執行には迅速性が求められる要請に答えたものであると言える。また、内閣府や文部科学省が定めた運用方針を踏まえて取扱要領や交付条件を制定し、交付した助成金は最終年度を除き返還することなく、多年度に渡って使用することを可能とした。これにより、中期目標に記載された「研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とする」ことに対応できた。

平成22年度~平成24年度を通じて、交付決定を行った30件の研究課題に対し、補助事業者からの交付請求に基づいて速やかに助成金を交付した。また、半年毎の定期的な交付請求に加えて、研究の進捗に応じて補助事業者からの助成金の追加交付請求をが行われた場合にも、補助事業者が希望する期日までに助成金の交付を完了させた。これにより、中期計画に記載された「研究計画等の進捗状況に即応して、機動的・弾力的な経費の支出を行う」ことを実践することができた。

平成23、24年度には、延べ43の補助事業者(研究支援担当機関及び共同事業機関)に係る助成金の執行状況を現地に赴き確認すると共に、必要な指導・助言等を行うことで、補助事業者の取扱要領等に対する理解の深化及び適正管理に対する意識向上を図ることができた。これにより、平成21年度事業に係る外部評価における「今後、被補助事業者から提出される報告書や、現地調査を通じて助成金が適正に執行されていることを確認するなどのフォローアップにも的確に対応してほしい」とのコメントにも十分な対応ができた。

平成24年度には、全ての補助事業者(研究支援担当機関及び共同事業機関)を対象に「FIRSTプログラム説明会」を開催し、50機関、118名が参加した。これにより、不正使用防止のさらなる徹底と事業完了に向けた執行管理の充実に努めた。

②最先端・次世代研究開発支援プログラム

プログラムの初年度である平成22年度は、総合科学技術会議及び文部科学大臣の定める方針に基づき公募を行い、有識者で構成する審査体制により当初の予定どおり平成22年10月に審査を終え、平成23年2月10日に総合科学技術会議が採択を決定した329件の研究課題(補助事業者)に対して、同日、先端研究助成基金からの助成金の交付内定を行うことで、速やかな研究開始を可能にした。さらに、補助事業者からの交付請求に基づき交付決定を行った後、3月18日に助成金を交付することで、平成22年度中に交付業務を完了させた。一方で、基金を財源とする助成金の特性を活かし適正な執行を図るため、助成金の取扱要領や交付条件、各研究機関が行うべき事務等を詳細に定めただけでなく、補助事業者及びその所属研究機関事務担当者に向けて研究遂行上の留意点等についての説明会を開催し、これを通じて周知徹底した。

平成23~24年度を通じて、研究の進捗等により補助事業者が必要に応じて行った助成金の追加交付請求に対し、当該補助事業者が希望する期日までに速やかに助成金の交付を完了させることで研究の円滑な推進に貢献するとともに、翌年度分の助成金交付請求に基づき、交付のための手続きを速やかに行った。

平成23、24年度には、延べ136の補助事業・66の研究機関に係る助成金が取扱要領等に沿って 適正に執行・管理されているかを現地に赴き確認し、機関における管理の実態を把握するとと もに、必要に応じて指導・助言を行い、もって補助事業者及び機関の経理担当者の取扱要領等 に対する理解の深化及び適正管理に対する意識向上を図ることができた。

平成24年度には、振興会に最先端・次世代研究開発支援プログラム進捗管理委員会(委員23名で構成)を設置し、同委員会の委員以外の有識者43名の協力を得ながら、ヒアリングまたは現地調査による質疑応答、並びに研究現場の視察等を行うことを可能とする体制を構築した上で、必要に応じて不明点の書面による事情聴取等を3ヶ月間で効率よく実施することにより、補助事業者が平成22・23年度に実施した研究開発の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて助言等を行い、各研究開発の目的の達成に資することができた。

③基金の執行状況等の公表について

これら基金の執行状況に関する報告書を文部科学大臣に提出するとともに、半期毎の執行状況等を取りまとめ速やかに振興会のホームページで公表した。

(2) 研究者海外派遣業務

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成21年度補正予算(第1号)により交付された補助金により、研究者海外派遣基金を平成21年度に設け、我が国の大学等研究機関の国際化を図るとともに、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行うため、若手研究者を海外に派遣した。

評定

S

①優秀若手研究者海外派遣事業

平成21年度に、我が国の大学等研究機関に所属する助教等常勤研究者及び日本学術振興会特別研究員を対象とした公募を行い、特別研究員等審査会において、審査方針に基づき、公正な書面審査等により選考を行った。各自の渡航計画に基づき、交付決定を行い滞在費等を適正に交付し、常勤研究者187名、特別研究員449名の計636名を平成21年度から平成23年度の間に派遣することにより、若手研究者の育成に貢献した。

②組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

我が国の大学等研究機関を対象とした公募を行い、日本学術振興会国際事業委員会において、審査方針に基づき、公正な書面審査等を行い採択事業を決定した。採択された96件の事業を行う大学等研究機関に対して、派遣計画に基づき交付決定を行い、平成21年度から平成24年度の間、滞在費等を適正に交付し、若手研究者の海外渡航を支援することにより、大学等研究機関の国際化や若手研究者の育成に貢献した。

③基金の執行状況等の公表について

これら基金の執行状況に関する報告書を文部科学大臣に提出するとともに、半期毎の執行状況等を取りまとめ速やかに振興会のホームページで公表した。

(3) 先端学術研究人材養成事業

海外の研究者の招へいを通じた我が国の経済成長の鍵を握る人材力を強化するためには、海外の第一線で活躍する著名研究者と優れた若手研究者を我が国の先端的研究拠点に集中的に招へいすることにより、当該研究機関の研究開発能力を強化し、国際競争力のある研究人材を養成することが必要である。

そのため、我が国が世界をリードし得る先端的研究拠点に、海外の著名研究者及び若手研究者を組織的に招へいする取組を支援するため、平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金により、先端学術研究人材養成事業を実施した。

平成21年度に、先端学術研究人材養成事業委員会において、審査方針に基づく合議審査により、20課題を決定した。また、採択事業を行う機関に対し、招へい計画に基づき、著名および若手研究者の招へい費用等を適切に交付した。

(4) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

最先端研究開発支援プログラムが平成25年度までの時限的なプログラムであることから、その加速・強化のための措置には迅速性が求められる。平成22年度は「最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業」、平成22~24年度は「最先端研究開発支援プログラム公開活動」のいずれにおいても、振興会は文部科学省からの補助金交付対象課題等の通知に基づき、速やかに交付内定を行い、補助事業開始を可能としたことで、この要請に応えることができた。

また、東日本大震災の影響により「最先端研究開発支援プログラム加速・強化事業」では多数の研究課題が平成22年度中に補助事業を完了することができず、補助金の年度繰越を行ったが、振興会は文部科学省と綿密な調整を行い、平成23年度には、補助金の速やかな交付に努めた。これにより、補助事業の円滑な継続が可能となり、災害による研究の停滞を最小限に抑えることに貢献できた。

(5) 若手・女性等研究者への支援の強化

①最先端研究基盤事業

文部科学省において選定した最先端研究基盤事業を行うのべ79件の大学等研究機関に対し、 事業に必要な経費を交付し、若手・女性等研究者が活躍し得る研究基盤・研究環境の充実・強 化に貢献した。

②頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム

頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラムは、若手研究者が世界水準の研究に触れ、世界の様々な課題に挑戦するための機会を拡大するとともに、海外の大学等研究機関との研究ネットワークを強化するため、国際共同研究に携わる若手研究者の海外派遣を支援し、国際的な頭脳循環の活性化を通じた我が国の学術の振興を図ることを目的とし、平成22年度に実施された事業である。実施に際し、本会国際事業委員会において書面審査、面接審査を行い、申請のあった212件の中から68件の事業の採択を決定し、事業を行う大学等研究機関に対し、滞在費等を交付し、国際共同研究に携わる若手研究者の海外派遣を促進するための機会の提供に貢献した。この内の12事業については、東日本大震災のため事業が完了しなかったため、助成金の平成23年度への繰越を認めた。

なお、この12事業を含む全68事業は、平成23年度から「頭脳循環を加速する若手研究者戦略 的海外派遣プログラム」の事業として、平成24年度まで引き続き支援された。(「第1-3研 究者の養成」参照)

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	S	S	А	А

7. 中期計画の達成状況

(1) 先端研究助成業務

①最先端研究開発支援プログラム

取扱要領等関係規程の定めに基づき、補助事業者からの助成金の追加交付請求に対して迅速かつ適正に交付を 行う等により、中期計画に定められた業務を適切に実施した。

②最先端・次世代研究開発支援プログラム

取扱要領等関係規程の定めに基づき、補助事業者からの助成金の追加交付請求に対して迅速かつ適正に交付を 行う等により、中期計画に定められた業務を適切に実施した。

(2) 研究者海外派遣業務

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成21年度補正予算(第1号)により交付された補助金により、研究者海外派遣基金を平成21年度に設け、我が国の大学等研究機関の国際化を図るとともに、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行うため、若手研究者を海外に派遣した。

①優秀若手研究者海外派遣事業

平成21年度に、我が国の大学等研究機関に所属する助教等常勤研究者及び日本学術振興会特別研究員を対象とした公募を行い、特別研究員等審査会において、審査方針に基づき、公正な書面審査等により選考を行った。各自の渡航計画に基づき、交付決定を行い滞在費等を適正に交付し、常勤研究者187名、特別研究員449名の計636名を平成21年度から平成23年度の間に派遣することにより、若手研究者の育成に貢献しており、中期計画に定められた業務を適切に実施した。

②組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

我が国の大学等研究機関を対象とした公募を行い、日本学術振興会国際事業委員会において、審査方針に基づき、公正な書面審査等を行い採択事業を決定した。採択された96件の事業を行う大学等研究機関に対して、派遣計画に基づき交付決定を行い、平成21年度から平成24年度の間、滞在費等を適正に交付し、若手研究者の海外渡航を支援することにより、大学等研究機関の国際化や若手研究者の育成に貢献しており、中期計画に定められた業務を適切に実施した。

(3) 先端学術研究人材養成事業

我が国が世界をリードし得る先端的研究拠点に、海外の著名研究者及び若手研究者を組織的に招へいする取組を支援するため、平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金により、先端学術研究人材養成事業を実施した。本交付金については、「経済危機対策」(平成21年4月10日)の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、海外の研究者の招へいを通じた我が国の経済成長の鍵を握る人材力を強化するために活用した。

我が国が世界をリードし得る先端的研究拠点121箇所に対して公募を行い、日本学術振興会先端学術研究人材養成事業委員会において、審査方針に基づき書面審査・合議審査を行い採択課題を決定し、採択された20件の課題を行う研究拠点に対して、招へい費等を適正に交付した。

(4) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

最先端研究開発支援プログラムに採択された研究を加速・強化するための事業を円滑に実施することにより、 中期計画に定められた業務を適切に実施した。

(5) 若手・女性等研究者への支援の強化

①最先端研究基盤事業

文部科学省において選定した最先端研究基盤事業を行うのべ79件の大学等研究機関に対し、事業に必要な経費を交付し、若手・女性等研究者が活躍し得る研究基盤・研究環境の充実・強化に貢献しており、中期計画に定められた業務を適切に実施した。

②頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム

頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラムは、若手研究者が世界水準の研究に触れ、世界の様々な課題に挑戦するための機会を拡大するとともに、海外の大学等研究機関との研究ネットワークを強化するため、国際共同研究に携わる若手研究者の海外派遣を支援し、国際的な頭脳循環の活性化を通じた我が国の学術の振興を図ることを目的とし、平成22年度に実施された事業である。実施に際し、本会国際事業委員会において書面審査、面接審査を行い、申請のあった212件の中から68件の事業の採択を決定し、事業を行う大学等研究機関に対し、滞在費等を交付し、国際共同研究に携わる若手研究者の海外派遣を促進するための機会を提供することにより、若手研究者等の海外派遣を促進するための機会の提供に貢献しており、中期計画に定められた業務を適切に実施した。

9. 外部評価

評定 A
A
A
A
A
A
A
A
A
A
A
A
A
A
A
A
A
A
A
A
A

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	S	S	А	Α

(1) 先端研究助成業務

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	S	S	Α	Α

(2) 研究者海外派遣業務

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	S	S	Α	А

(3) 先端研究助成基金による研究の加速・強化

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	-	А	А	А

(4) 若手・女性等研究者への支援の強化

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	-	А	Α	А

(5) 先端学術研究人材養成事業

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	А	_	_	_

事業・業務の名称:第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

拘製 固州 中期計画 「9貝 事未報言書 「4/貝	掲載箇所	中期計画	15頁	事業報告書	147頁
----------------------------------	------	------	-----	-------	------

1. 中期計画

- 1 業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。
- (1) 一般管理費等の効率化

一般管理費(人件費を含む。)に関しては、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するほか、その他の事業費(競争的資金等を除く。)については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。

(2) 人件費の効率化

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準として5%以上を基本とする削減を引き続き着実に実施する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公 務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分、競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員については削減対象から除く。

具体的には、国家公務員の給与構造改革を踏まえた勤務評定に基づく昇給等の見直しを行う。また、給与水準の 適正化を図るため、職務内容、経歴、勤務状況等を勘案した管理職員手当の見直しを行うとともに職員給与の昇 級号数の抑制を行うなどにより、総人件費の縮減を図る。

さらに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)を踏まえ、役職員の 給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を考慮し、給与水準の適正化を図ることとする。

(3)業務運営の配慮事項

業務の効率化、人件費の効率化、事務所の集約化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。また助成・支援業務において、研究者への支援を確実かつ効果的に行う上で必要な審査・評価経費については、適切に措置する。

- 2 複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行い、連続した特別昇給や昇給延伸などを含め、職員の 処遇に的確に反映させることにより、本人のインセンティブが高まるようにするとともに、能力に応じた人員配 置をきめ細かに実施し、業務の効率的・効果的な遂行を可能にする。
- 3 中期的な計画の下に、情報インフラの整備を図る。
- (1)業務システムの開発・改善

会計システム等の業務システムは、業務の効率化、正確性などに直接影響を与えることから、必要に応じ、開発及び改善を行う。

(2)情報管理システムの構築

法人文書の作成、決裁、保存まで、業務上作成された文書を適切に管理するとともに、業務に必要な振興会内の 諸手続については、情報共有ソフト(グループウェア)を活用し、効率的な業務運営が実施できるよう引き続き 整備を行う。

- 4 事業の効率的な遂行のため外部委託について検討を行い、実施する。
- 5 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査及び契約監視委員会によるフォローアップを受けるとともに、その結果を公表する。
- 6 財務内容等の一層の透明性を確保するため、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

2. 意義·必要性

振興会が、研究者コミュニティから信頼される、学術研究の振興を担う我が国唯一の資金配分機関として、効率的・効果的に事業を運営していく上で必要な要素である。

3. 得られた成果に関する評価

1 業務運営の効率化

第2期中期目標期間において、一般管理費について、平成20年度に対して年率3%以上の効率化を達成したほか、その他の事業費について、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図った。

また、業務の実施にあたり外部委託等を実施する場合には、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」 (平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、一般競争入札の範囲拡大や随 意契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとしている。業務委託については、業務運営の効率化の 観点から外部委託を推進し、業務の合理化・効率化を図った。

人件費については、ラスパイレス指数を引き下げるため、給与体系の見直し、給与格付の引き下げ、職員の昇給号俸数の抑制、人事院勧告を踏まえた給与改訂の実施により、総人件費については、平成23年度までに平成17年度決算に対して10.6%の削減を行い、目標6%の削減を達成した。

また、国家公務員退職手当法の改正による退職手当の支給水準引き下げに準じて、役員及び職員の退職手当の支給水準の引き下げを実施した。

一番町に所在する2つの事務所について、業務運営の効率化を確保するため、平成23年2月に一番町事務所の集約化を行った。また、麹町と一番町に所在する2つの事務所について、一体化による円滑な事務の遂行を図るため、必要な機能の集約と経費の抑制を図りつつ、平成24年12月に麹町事務所へ移転・集約化を行った。

2 職員の能力に応じた人員配置

限られた人員で効率的かつ適正な業務運営を行うために、新規採用と併せて、関係機関との計画的な人事交流を行い、多様な人材を配置した。

勤務成績を処遇に適切に反映させるべく、複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定により、成績優秀者(職員全体の約30%)を選出し、勤勉手当を増額して支給した。また、昇給については、勤務成績をより適正に昇給に反映させるため、平成19年1月から号俸の細分化を実施しており、第2期中期目標期間中、適正な昇給を実施した。

業務の効率的・効果的な遂行を可能にするため、語学研修をはじめ海外での研修や外部で開催される研修へ職員を参加させた。

職員が自発的に業務に有益な知識を得るために、大学院修学等をすることができる休職制度を平成20年度に創設し、 第2期中期目標期間中、本制度を活用し3名が大学院修学のため休職をしている。

3 情報システムの整備

会計システムについて、機能向上のためにシステム改修を実施したほか、平成24年度には人事給与システムを導入し、 人事給与管理業務の効率化を図った。

振興会内で全職員が共有すべき情報については、グループウェアを利用した掲示板及び内部ポータルページを構築し、 必要な情報が振興会全体ですぐに共有できるように整備した。

4 外部委託の促進

新規事業の増加などに対応するため、各事業の業務を精査し、合理的かつ効率的に事業が実施できるよう検討を進め、 業務の一部について外部委託を行ってきた。第2期中期目標期間において、より一層合理的かつ効率的に行うよう検討 し、外部委託を拡大した。

これにより、以下の業務が外部委託されることとなった。

【研究者養成事業】

- ・特別研究員年末調整に伴う書類不備確認、照会・回答、書類提出催促及びデータ作成業務
- ・特別研究員就職状況調査に伴う就職状況調査票の発送・回収及びデータ入力業務

【東アジア若手研究者交流支援事業】

・東アジア首脳会議参加国からの若手研究者招へい業務

【科学技術試験研究委託事業】

「研究環境国際化の開発手法」に伴う大学国際化調査

【科学技術総合研究委託事業】

世界トップレベル研究拠点プログラムアンケート調査

【研究者国際交流センター事業】

・ニューズレター(JSPS Quarterly)作成業務

【科学研究費助成事業】

科学研究費補助金交付申請書データベースデータ入力及びデータ登録等業務

【学術研究オープンネットワーク事業】

- ・CMS設計に伴う委託業務
- ・CMS導入及びホームページ再構築にかかる業務
- ホームページ再構築にかかる業務
- ・情報化統括責任者(CIO)補佐官及び最高情報セキュリティアドバイザー(CISO補佐官)業務
- ・仮想デスクトップ環境に係る検証環境の構築等作業
- 情報セキュリティ監査及び情報セキュリティ対策に係る自己点検支援業務

5 随意契約の見直し及び監査の適正化

随意契約の見直しについては、平成21年12月4日に立ち上げた契約監視委員会における随意契約と一者応札について の点検を踏まえ一般競争入札への移行を図ったことにより平成20年度にあった83件の随意契約を、平成24年度は24件に まで減少させた。

平成22年度より、独立行政法人通則法第40条により文部科学大臣から選任された会計監査人による法定監査を受けている。また、契約監視委員会の随意契約の点検を受け、一般競争入札への移行に取り組んでいる。

6 決算情報・セグメント情報の公表

中期計画に基づく業務内容等に応じた適切な区分によるセグメントを設定し、平成20年度決算より、その情報については、ホームページにおいて公表している。

4. 決算額(支出額)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般管理費	513, 730			467, 703	•••
その他の事業費	27, 791, 274	28, 156, 488	27, 397, 823	28, 638, 519	•••
人件費(総人件 費改革相当額)	699, 214			656, 850	625, 858

(単位:千円)

評定

5. 自己点検評価

1 業務運営の効率化

一般管理費、その他の事業費、人件費について、削減目標を達成した。

2 職員の能力に応じた人員配置

文部科学省及び国立大学法人等との計画的な人事交流により、各個人の能力に応じた人員配置を実施し、業務を効率的・効果的かつ機動的に遂行した。勤務評定については、勤務成績を職員の処遇に適切に反映させ、職員のインセンティブを高める方策として複数の評定者により客観的かつ公平に実施した。

3 情報インフラの整備

会計システムの改修、人事給与システムの導入、グループウェアの積極的な活用により、作業・管理の簡素化を図った。

4 外部委託の促進

外部委託を積極的に推進し、業務増・業務改善に対応した。

5 随意契約の見直し及び監査の適正化

複数年契約について、契約規則、取扱い要領を整備した。また、総務省行政管理局から入札・契約について監事及び会計監査人による徹底的なチェックを行うよう要請があり、監事に加え、新たに監査法人により契約に関する内部統制等についてチェックを受けることにより、合規性、公正性の向上が図れた。

6 決算情報・セグメント情報の公表

事業及び業務内容に基づき適切なセグメントの設定をし、執行の結果を決算の確定と共にセグメント毎に公開した。

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	А	А

Α

7. 中期計画の達成状況

第2期中期目標期間中、中期計画に沿って業務を適切に実施し、中期計画を十分に達成している。

8. 外部評価

評定
Α

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	А

1 業務運営の効率化

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
Α	Α	Α	Α	А

2 職員の能力に応じた人員配置

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	Α	Α	Α	А

3 情報インフラの整備

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	Α

4 外部委託の促進

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	Α	А	А	А

5 随意契約の見直し及び監査の適正化

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	А

6 決算情報・セグメント情報の公表

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	Α	Α

7 基金の管理及び運用

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	А	Α	А	1

事業・業務の名称:第七 その他主務省令で定める業務運営の効率化に関する事項 2 人事に関する計画

掲載箇所 中期計画 17頁 事業報告書 154頁

1. 中期計画

人事に関する計画

(1)人事方針

- 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門 性を高めるとともに、意識向上を図る。
- また、振興会職員の意識向上を図るため、情報セキュリティ研修等を定期的に実施する。
- ② 大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の 意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。
- ③ 職員の業績等の人事評価を定期的に実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映すること で、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。
- ④ 国の助成事業等関連業務を有効かつ円滑に実施するため、実務経験を有する質の高い人材の確保を図り、適 切な人事配置を行う。
- ⑤ 職員の勤務環境を整備するため、必要な福利・厚生の充実を図る。

(2) 人件費に係る指標

中期目標期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第4 7号)に示された方針に基づき、平成17年度決算を基準として試算した削減対象人件費については、総人件費 改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を除き総額3,506百万円を支出する。

ただし、上記の額は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた 人件費を指し、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件 費を含めた総額は、4,578百万円である。(この金額は今後の競争的研究資金、国からの委託費もしくは補 助金又は民間資金の獲得の状況により増減があり得る。)

2. 意義 · 必要性

限られた人員で効率的かつ適正な業務運営を行うためには、関係機関との計画的な人事交流や職員研修を実施 し、職員のインセンティブを高める必要がある。

3. 得られた成果に関する評価

(1) 人事方針

- 1. 職員の研修計画
- ・語学研修においては、延べ28名の者が英会話研修を受講した。
- ・海外の機関での研修においては、延べ4名の者が語学研修を受講した。
- ・情報セキュリティ研修においては、延べ331名の者が受講した。・コンプライアンス研修においては、延べ182名の者が受講した。
- そのほか、外部の研修として、17研修に延べ320名の者が受講した。

2. 人事交流

大学等学術研究機関の研究者を支援するに当たっては、大学等学術研究機関における業務経験を持つ人材を活 用することが業務の効果的・効率的な運営上、有益であり、国立大学法人等から毎年50~60人程度の質の高い人 材を人事交流により確保し、適切な人事配置を行った。一方、これらの人材に振興会の業務を経験させることに より、研究助成や国際交流等の経験を積ませ、将来、国立大学等において業務を行うための有益なスキルを身に つけさせる等、育成することができた。

3. 人事評定

役員については、文科省独立行政法人評価委員会が行う業績評価を勘案し、期末手当の額を100分の80以上100 分の110以下の範囲内で増減できることとしている。

職員については、複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定により、成績優秀者(職員全体の約30%)を 選出し、勤勉手当を増額して支給した。また、昇給については、勤務成績をより適正に昇給に反映させるため、 平成19年1月から号俸の細分化を実施しており、第2期中期目標期間中、適正な昇給を実施した。

4.競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員にかかる人事配置 競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金を適切かつ効率的に運営するためには、実務経験を積んだ人 材に当該事業を担当させることが必要であるため、毎年30~50名程度の任期付職員を配置するなど、適切な人事 配置を行った。

なお、任期付職員については、平成18年2月14日付「公的部門における総人件費改革について(独立行政法人 関連)」に基づく雇用であり、「行政改革の重要方針」に基づく総人件費改革の削減対象から除外している。

5. 職員の福利・厚生

第2期中期目標期間中、福利・厚生の充実のため、以下の事項を実施した。

- ・ 産業医を委嘱し、職員の労働安全衛生の確保を充実した。
- ポスター等の掲示により、年次休暇の取りやすい職場環境を整えた。
- ・メンタルヘルス相談室を設置し、専門家による電話相談等の体制を整えた。
- ・ 外部講師を招いて、ストレスマネジメントに関する講習会を開催した。
- ・インフルエンザの予防接種費用を一部補助し、インフルエンザの感染予防に努めた。

(2) 人件費に関する指標

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年度法律第47号)等に示された方針に基づき、人件費を適切に削減した。

4. 決算額 (支出額) 【人件費 (総人件費改革相当額)】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
699, 214	700, 140	671, 150	656, 850	625, 858

(単位:千円)

5. 自己点検評価

対率的かつ適切な業務運営のため、語学研修をはじめとする国内外での研修へ職員を参加させることにより、職員の資質向上を図った。また、国立大学等における豊富な実務経験を有する人材を確保し、その経験を生かせる部署に配置し、業務を効率的・効果的かつ機動的に実施できるようにした。職員の勤務評定については、勤務成績を職員の処遇に適切に反映させ、勤務評定の実効性を上げるとともに、複数の評定者が関わることにより、客観的かつ公平な実施を心がけた。福利・厚生については、外部の専門家を利用することにより、相談者に対して適確な回答ができるようになった。このような取組により、限られた人員で効率的かつ適正な業務運営を行うことができた。

6. 自己点検評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	Α	Α	Α	А

7. 中期計画の達成状況

第2期中期目標期間中、中期計画に沿って業務を適切に実施し、中期計画を十分に達成している。

8. 外部評価

評定
Α

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	А	Α

(1) 職員の研修計画

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	Α	А

(2) 人事交流

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	Α	Α	Α

(3) 人事評定

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	Α	Α	Α	А

(4) 競争的研究資金並びに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員にかかる人事配置 (平成20年度は「国の助成事業にかかる人事配置」)

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	А	А	Α	А

(5) 職員の福利・厚生

評価基準(定性的・定量的基準)に基づく評価結果の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
А	Α	Α	Α	Α

(6) 人件費に関する指標

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
_	А	А	А	А